

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年9月28日
【事業年度】	第13期（自平成23年7月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	リアルコム株式会社
【英訳名】	Realcom Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 市瀬 厚
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川2-2-4 天王洲ファーストタワー5F
【電話番号】	03-6864-4001
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山本 融
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川2-2-4 天王洲ファーストタワー5F
【電話番号】	03-6864-4001
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山本 融
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第9期 平成20年6月	第10期 平成21年6月	第11期 平成22年6月	第12期 平成23年6月	第13期 平成24年6月
売上高 (千円)	620,171	839,320	762,258	700,071	1,336,370
経常利益又は経常損失 () (千円)	647,199	137,510	234,740	120,325	52,419
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	968,825	151,063	654,778	23,814	31,226
包括利益 (千円)	-	-	-	242	31,226
純資産額 (千円)	515,205	320,588	339,669	341,496	359,175
総資産額 (千円)	1,378,222	1,069,717	320,590	288,930	1,358,806
1株当たり純資産額 (円)	31,451.35	19,368.93	21,537.48	21,652.47	10,381.08
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額 () (円)	61,984.97	9,341.08	40,488.39	1,472.60	1,203.10
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	1,201.66
自己資本比率 (%)	36.9	29.3	108.6	121.2	25.6
自己資本利益率 (%)	131.1	36.8	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	16.46
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	444,491	85,801	140,384	125,076	38,686
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	915,098	278,826	7,081	88,556	16,489
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	1,024,261	17,008	129,908	10,724	59,332
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	160,867	368,664	121,591	94,699	152,985
従業員数 (人)	71	73	71	38	31
(外、平均臨時雇用者数)	(12)	(9)	(4)	(4)	(4)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、第9期、第10期、第11期及び第12期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第11期及び第12期の自己資本利益率については、自己資本が負であるため記載しておりません。

4. 株価収益率については、第9期、第10期、第11期及び第12期については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含むほか、常用パートを含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除く）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

6. 当社は、平成23年11月29日付で当社を株式交換完全親会社、WNB株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施しました。当該株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上は「逆取得」に該当するため、WNB株式会社の連結貸借対照表に当社の連結上の資産、負債を時価で引き継いでおります。この結果、前連結会計年度と当連結会計年度の連結財務諸表の間には連続性がなくなっております。このため、第13期の自己資本利益率は記載を省略しております。また、この影響で、当連結会計年度の主要な経営指標の各計数は、前連結会計年度と比較して大幅に変動しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第9期 平成20年6月	第10期 平成21年6月	第11期 平成22年6月	第12期 平成23年6月	第13期 平成24年6月
売上高 (千円)	587,580	668,046	613,894	631,770	460,225
経常利益又は経常損失() (千円)	603,101	48,519	78,607	11,171	12,706
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	941,989	58,021	842,214	2,854	17,077
資本金 (千円)	767,150	767,150	767,150	767,150	781,312
発行済株式総数 (株)	16,172	16,172	16,172	16,172	33,477
純資産額 (千円)	546,212	490,392	351,660	350,876	244,356
総資産額 (千円)	1,264,220	1,213,139	251,991	243,955	364,536
1株当たり純資産額 (円)	33,775.22	30,187.42	21,891.17	21,714.68	7,648.27
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額 () (円)	60,268.04	3,587.80	52,078.59	176.48	657.97
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	43.2	40.2	140.5	143.9	70.2
自己資本利益率 (%)	123.87	11.21	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	103.24	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	65 (12)	42 (8)	41 (3)	33 (3)	24 (4)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、第9期、第10期、第11期及び第13期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、第12期については希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第11期、第12期及び第13期の自己資本利益率については、自己資本が負であるため記載しておりません。
4. 株価収益率については、第9期、第10期、第11期及び第13期については、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含むほか、常用パートを含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除く)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2【沿革】

年月	事項
平成12年4月	インターネット上での知恵の交換サイトの開発・運営、企業向けナレッジマネジメントシステムの開発及びコンサルティングの提供を目的として、資本金1,050万円で東京都世田谷区に「株式会社リアルコミュニケーションズ」を設立
平成12年5月	インターネット上での個人間（CtoC）の知恵の交換サイト「Kスクエア」オープン
平成12年8月	本店を東京都千代田区に移転
平成12年10月	企業向けナレッジマネジメントソリューション「KnowledgeMarket」を開発、販売開始
平成13年2月	社名を現在の「リアルコム株式会社」に変更
平成16年4月	Notes/Dominoと提携した「HAKONE for Notes」を開発、販売開始 企業向け事業に資源を集中するため、「Kスクエア」サイト終了
平成16年8月	Lotus Notesの文書アクセスログを取得する「Notes Watcher」を開発、販売開始
平成17年2月	本店を東京都台東区（現本店所在地）に移転
平成18年2月	米国での販売・サポート及び次世代製品の企画開発を目的として米国子会社「Realcom Technology, Inc.」を設立
平成19年3月	Notes/Dominoユーザー向け「Google Notes検索ソリューション」の提供のため、米国Google社と提携し「GSA Extender for Notes」を開発、販売開始
平成19年5月	Software Innovation Laboratory（SIL）を設立、シリコンバレーでR&D型インキュベーション事業を開始
平成19年6月	企業、個人向けRSS情報収集サービス「SocialFeed」を開始
平成19年6月	ファイルサーバーの機能向上を実現する「FileServer intelligent」を開発、販売開始
平成19年9月	株式会社東京証券取引所マザーズへ上場
平成20年1月	「FileServer intelligent」の開発、販売中断及び「Notes Watcher」の単体での販売終了
平成20年3月	米国子会社「Realcom U.S., Inc.」を設立
平成20年4月	子会社Realcom U.S., Inc.が米国でナレッジマネジメント事業を営む「AskMe Corporation」の同事業を買収
平成20年10月	AskMeのインド拠点を「Realcom Technology India Private Limited」として子会社化
平成21年1月	「Realcom U.S., Inc.」が「Realcom Technology, Inc.」を吸収合併
平成23年3月	「Realcom U.S., Inc.」が特定市場におけるAskMe事業を譲渡
平成23年6月	「Realcom U.S., Inc.」がAskMe事業（特定市場を除く）を譲渡 「Realcom Technology India Private Limited」の事業を譲渡
平成23年11月	当社を株式交換完全親会社、WVB株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施

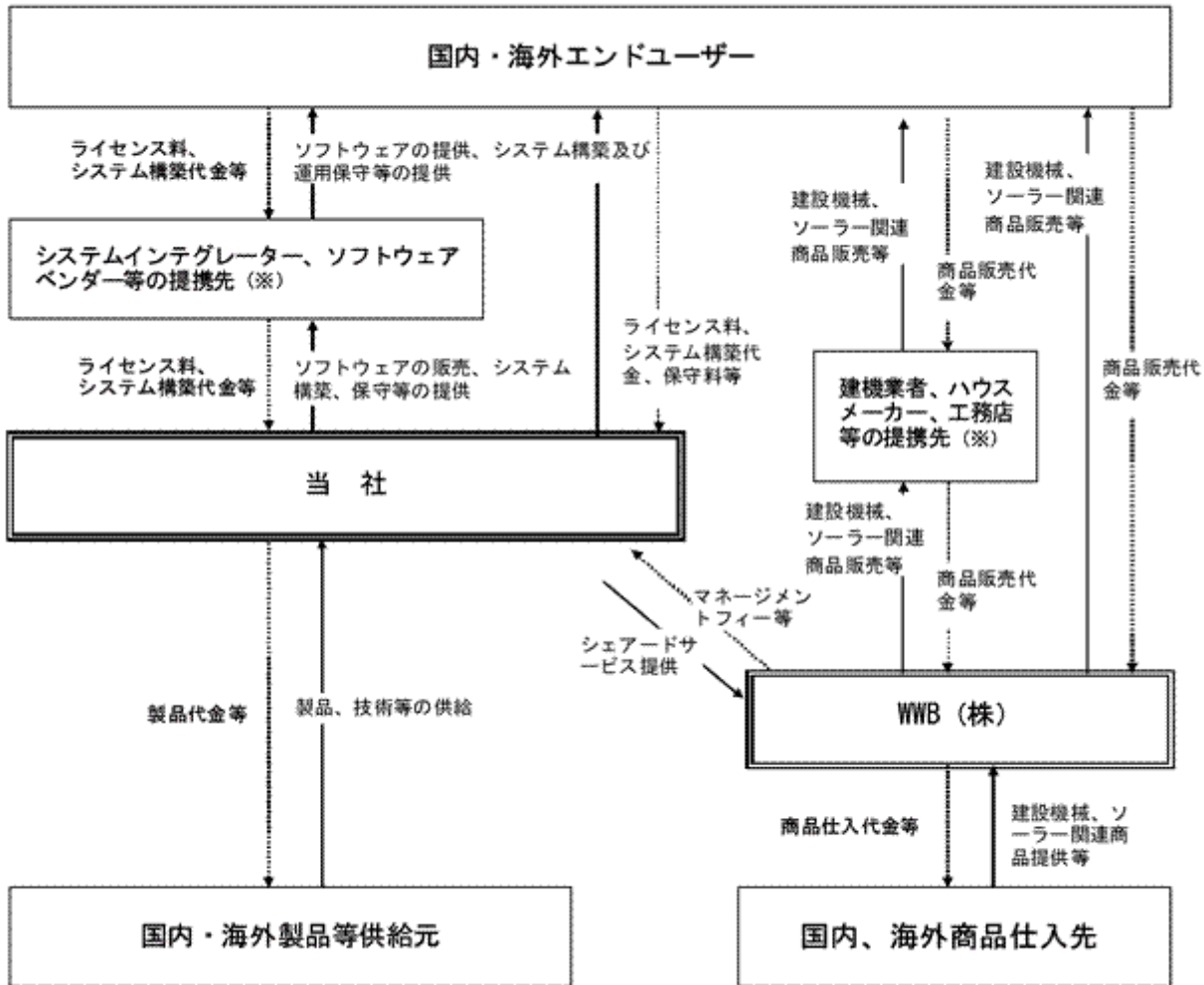
3【事業の内容】

当社グループは、当社及び平成23年11月に実施した株式交換により当社の連結子会社となったWWB株式会社（以下、「WWB」という）より構成されています。

当社グループは、当社が営むソフトウェアライセンス販売、システム構築、その他付帯サービスの提供に関するIT事業、WWBが営む建設機械の仕入・販売に関する建機販売事業、太陽光発電システムの仕入・販売に関する太陽光発電（ソーラー）事業を行っております。なお、この3事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

[企業集団の事業系統図]



当社は、エンドユーザーへ直接ソフトウェアやその他のサービスを提供する他、大手システムベンダーと積極的に協働し、システムベンダー経由でも製品やサービスの提供を行っております。

当社グループの事業は、当社が営むライセンス販売やコンサルティングサービスの提供に関する事業をIT事業として、WWBが営む建設機械の仕入・販売に関する事業を建機販売事業、太陽光発電システムの仕入・販売に関する事業を太陽光発電（ソーラー）事業としております。

1. IT事業

当社主力製品「Knowledge Market」の新規のお客様への導入や、MS事業におけるライセンス販売、SI、運用保守等を行っております。

2. 建機販売事業

WWBにおいて、建設機械を国内及び海外に販売しております。

3. 太陽光発電（ソーラー）事業

WWBにおいて、ソーラーパネル及び関連製品を販売しております。

4【関係会社の状況】

連結子会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
WWB株式会社 (注)2	東京都品川区	50,000	建機販売事業、太陽光 発電（ソーラー）事業	100.0	役員の兼任10名

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当していません。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. WWB株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 (1) 売上高 1,031,054千円
(2) 経常利益 23,993千円
(3) 当期純利益 11,486千円
(4) 純資産額 87,615千円
(5) 総資産額 605,970千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
IT事業	24(4)
建機販売事業	2(-)
太陽光発電(ソーラー)事業	5(-)
合計	31(4)

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含むほか、常用パートを含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除く)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成24年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
24(4)	38.0	6.1	5,873,760

セグメントの名称	従業員数(人)
IT事業	24(4)
合計	24(4)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除く)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、東日本大震災によって受けた大きな打撃から立ち直りつつありますが、欧州における信用不安の拡大、さらに長期化する円高等により、経済全体の先行きに対する見通しについては大変厳しいものとなっております。

こうした状況下、当社は、収益力強化及び財務基盤の強化を目指し、WWB株式会社（以下、「WWB」という）との株式交換契約を締結し、平成23年11月24日開催の当社株主総会において、当社とWWBとの株式交換契約につき承認決議され、同月29日に本株式交換の効力が発生しております。本株式交換により、当社既存事業であるIT事業、WWB既存事業である建機販売事業に加え、太陽光発電（ソーラー）事業に参入し、グループとして強固な事業基盤を構築し、継続して収益を生み出す企業体を目指してまいります。

なお、本株式交換は当社を株式交換完全親会社、WWBを株式交換完全子会社とするものでありますが、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上は「逆取得」に該当するため、連結財務諸表上はWWBを取得企業、当社を被取得企業として、パーチェス法を適用しております。また、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第31項においては、「取得企業は、被取得企業の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を企業結合日から損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に取り込むことになる。」と規定されており、以下経営成績の概況については、同第31項に則した会計処理に基づく内容となっております。連結損益計算書においては、WWBの平成23年6月1日から平成24年5月31日までの12ヶ月間の損益に、当社の企業結合日以降である平成23年12月1日から平成24年6月30日までの7ヶ月間の損益を連結しております。

	前連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)
売上高(千円)	700,071	1,336,370
営業利益又は営業損失() (千円)	76,853	92,067
経常利益又は経常損失() (千円)	120,325	52,419

この結果、当社グループでの連結売上高は1,336,370千円（前年同期700,071千円）、営業利益92,067千円（前年同期は営業損失76,853千円）、経常利益52,419千円（前年同期は経常損失120,325千円）、当期純利益31,226千円（前年同期は当期純損失23,814千円）となりました。なお、営業外費用としてグループにおける運転資金確保のため新株予約権による第三者割当増資に係る資金調達費用等の計上3,784千円、前連結会計年度における米国事業売却代金の回収遅延に伴う貸倒引当金繰入額18,092千円や特別損失として事務所移転関連費用8,537千円等の計上を行った他、連結処理として、本株式交換により発生したのれんの償却費18,761千円を計上しております。

また、報告セグメントにおいては、従来、当社グループはIT事業の単一事業のみを営んでいたことから所在地別情報を報告セグメントとしていましたが、当連結会計年度より、当社が営むライセンス販売やコンサルティングサービスの提供に関する事業をIT事業として、WWBが営む建設機械の仕入・販売に関する事業を建機販売事業、太陽光発電システムの仕入・販売に関する事業を太陽光発電（ソーラー）事業として、新たな報告セグメントの区分に変更することといたしました。

セグメントの業績は以下の通りとなります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

1. IT事業

当社主力製品「Knowledge Market」、MS事業におけるライセンス販売、SI、運用保守等により、売上高305,316千円（前年同期700,071千円）、営業利益78,381千円（前年同期は営業損失76,853千円）となりました。

2. 建機販売事業

WWBにおいて、建設機械を国内及び海外に販売した結果、売上高815,276千円、営業損失675千円となりました。

3. 太陽光発電（ソーラー）事業

WWBにおいて、ソーラーパネル及び関連製品を販売した結果、売上高215,777千円、営業利益33,123千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ、58,286千円増加し、152,985千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの分析は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、38,686千円となりました。主な増加要因は、仕入債務の増加額85,666千円等であり、主な減少要因は、たな卸資産の増加額127,874千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は16,489千円となりました。主な増加要因は、子会社株式の売却による収入10,000千円等であり、主な減少要因は、子会社株式の取得による支出16,407千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、59,332千円となりました。増加要因は、短期借入れによる収入61,000千円及び長期借入れによる収入55,000千円、主な減少要因は、短期借入金の返済による支出53,694千円及び長期借入金の返済による支出40,741千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

IT事業は開発を終了し製品化したソフトウェアの販売を行っており、受注から売上までの期間が短いため、生産実績は販売実績とほぼ一致しております。従いまして、生産実績に関しては販売実績の欄をご参照ください。
建機販売業及び太陽光発電（ソーラー）事業につきましては、仕入実績の欄をご参照ください。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)	前年同期比(%)
IT事業 (千円)	4,596	-
建機販売事業 (千円)	747,238	-
太陽光発電（ソーラー）事業(千円)	215,981	-
合計 (千円)	967,816	-

(注) 当連結会計年度に「逆取得」となる株式交換を実施しているため、前連結会計年度の連結財務諸表と当連結会計年度の連結財務諸表の間には連続性がなくなっております。そのため、前年同期比は記載を省略しております。

(3) 受注状況

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
IT事業	267,551	-	178,899	-
建機販売事業	815,276	-	2,470	-
太陽光発電（ソーラー）事業	215,777	-	12,029	-
合計	1,298,605	-	193,399	-

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当連結会計年度に「逆取得」となる株式交換を実施しているため、前連結会計年度の連結財務諸表と当連結会計年度の連結財務諸表の間には連続性がなくなっております。そのため、前年同期比は記載を省略しております。

(4) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)	前年同期比(%)
IT事業 (千円)	305,316	-
建機販売事業 (千円)	815,276	-
太陽光発電(ソーラー)事業(千円)	215,777	-
合計 (千円)	1,336,370	-

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 当連結会計年度に「逆取得」となる株式交換を実施しているため、前連結会計年度の連結財務諸表と当連結会計年度の連結財務諸表との間には連続性がなくなっております。そのため、前年同期比は記載を省略しております。

3. 最近2連結会計年度における主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)		当連結会計年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社イシン	-	-	152,098	11.4
日本たばこ産業株式会社 (注)	90,973	13.0	-	-

(注) 当連結会計年度は総販売実績に対する割合が100分の10未満となったため、記載を省略しております。

4. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 当社グループの対処すべき重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度において341,496千円の債務超過になっておりました。当連結会計年度においては、WWB株式会社（以下、「WWB」という）との逆取得となる株式交換により、WWBの財務諸表に当社を被取得企業とするパーチェス法を適用したことから、純資産は359,175千円の資産超過となっております。しかしながら、当社の借入金423,084千円については借入先とは6ヶ月毎に期日更新を行ってきており、現在の当社グループの手元資金及び今後1年間の資金繰り見込みにおいては、今後もこの借入金についての期日更新が当社グループの事業継続の前提となります。当該状況により、当社グループにおいては依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

継続企業の前提に関する重要事象に関する状況及びその対応・改善策等の詳細につきましては、後記「4 事業等のリスク 重要事象等について」及び「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（7）重要事象等について」に記載のとおりです。

(2) 当社グループの現状認識及び当面の対処すべき課題

当社は、平成23年11月24日開催の当社株主総会において、当社とWWBとの株式交換契約（以下、「本株式交換」という）につき承認決議され、同月29日に本株式交換の効力が発生しております。本株式交換により、当社既存事業であるIT事業、WWB既存事業である建機販売事業に加え、太陽光発電（ソーラー）事業に参入しております。このような状況下、当社グループは強固な事業基盤を構築し、継続して収益を生み出す企業体を目指してまいります。

こうした事業発展を実現するために当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況の解消
「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間の解消
新規事業である太陽光発電（ソーラー）事業の立ち上げ
コンプライアンス、内部統制システムの強化
株主への配当

これらの対処すべき課題はそれぞれが個別のものではなく、密接に関連をしております。当社グループとしては、既存のIT事業及び建機販売事業に加えて、新規事業である太陽光発電（ソーラー）事業を早期に立ち上げることに伴う事業基盤の構築を実現し、それと並行して資金調達を含む財務基盤の強化を行う必要があるとの認識を持っており、また、WWBは昨年11月の当社との株式交換以前は未上場会社であり、同社については上場会社として整備すべき内部統制のシステムを構築する必要があるとの認識を持っており、

新たなリアルコムグループとしては、事業を進捗させながら、同時に、コンプライアンスの遵守の体制、内部統制システムの強化を実現することにより「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間の解消が可能であると考えております。

また、当社グループとして重要な経営課題として認識している株主の皆様への利益還元ですが、上述の通り事業基盤を構築及び財務基盤を強化した上で、内部留保充実とのバランスをとりながら、早期に株主の皆様への還元を実現したいと考えております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社グループは、事業及び財務の方針の決定を支配する者は、当社グループの事業の特性を理解し、かつ、コンプライアンス遵守の精神に基づいたコーポレート・ガバナンス構築の重要性を理解し、その上で、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の確保を維持できるものでなければならないと考えております。

現時点では特別な企業防衛策は導入いたしておりませんが、事業及び財務の方針の決定を支配する者が、基本方針に反する者である場合には、人材の流出、顧客の離反、その他社会的信用の失墜等により事業の継続が困難となり、当社グループの企業価値を毀損するものと思われ、それ自体が株主共同の利益を損なう不当な企業買収に対する抑止力として働くものと考えております。引き続き当社グループを取り巻く社会情勢等を注視しつつ有効的な企業防衛策の導入について検討してまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業展開その他に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下に記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。

なお、以下の記載のうち、将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが独自に判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また、以下の記載は、当社の株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんのでご注意ください。

経済状況について

当社グループの事業においては、経済状況の変化により、下記の通り、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

IT事業：当社は主に国内企業向けにソフトウェア及びITサービスを提供しており、国内企業のIT投資の低迷による影響。

建機販売事業：国内向け販売においては、公共事業、民間設備投資等の低迷。輸出向けにおいては、主な売上先である中国や東南アジアにおける建設市況の低迷、悪化及び円高の長期化。

太陽光発電（ソーラー）事業：住宅着工戸数、民間設備投資の低迷。

継続企業の前提について

当社グループは、当連結会計年度においては営業利益92,067千円、経常利益52,419千円、当期純利益31,226千円を計上し、また、債務超過についても解消しております。このように業績、財務基盤については改善傾向にありますが、当社の借入金423,084千円については借入先とは6ヶ月毎に期日更新を行ってきており、現在の当社グループの手元資金及び今後1年間の資金繰り見込みにおいては、今後もこの借入金についての期日更新が当社グループの事業継続の前提となります。当該状況により、当社グループにおいては依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間について

平成23年11月29日において当社とWNBとの株式交換の効力が発生したことに伴い、同日より当社は、有価証券上場規程第603条第1項6号（関連規則は同規程第601条第1項第9号a）に該当することとなり、「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入っております。このように猶予期間に入っておりますが、当社の株式の上場は引き続き維持され、平成27年6月30日までの猶予期間入りから3年間のうちに当社株式が新規上場審査基準に準じた基準（以下「基準」という）に適合すると認められた場合には、猶予期間から解除されることとなります。

しかしながら、猶予期間の最終日となる平成27年6月30日までに基準に適合しているか確認できない場合は、その翌日から監理銘柄（確認中）に指定され、申請が受け付けられた時点で監理銘柄（審査中）に指定されます。なお、猶予期間最終日以降も当社株式の取引は従前通り行うことができます。

また、猶予期間終了後最初の有価証券報告書提出日から起算して8日目（休業日を除く）までに申請を行わなかった場合には、上場廃止決定による整理銘柄への指定が行われ、1ヶ月の整理売買期間を経た後に、上場廃止となります。

審査の申請を行う前提として、東京証券取引所の取引参加者である証券会社による確認書の東京証券取引所への提出が必要となりますが、現時点では確認書を提出する証券会社の選任を行っておりません。今後、当社グループの新規事業である太陽光発電（ソーラー）事業が立ち上がり、当社グループ全体の業績が芳しい状況となれば、同確認書を提出する証券会社を選任できる可能性があると考えられております。ただし、証券会社を選任できない状況が続く場合には、審査の申請を上述の期限までに行うことが不可能となり、結果として、当社株式が上場廃止となるリスクがあります。

のれんの減損について

当社とWNBとの株式交換により、のれんが発生しております。本株式交換は会計処理として、逆取得に該当するため、当該のれんの対象事業は当社単体の事業となります。当連結会計年度末においては、当社単体の収益力に基づき当該のれんの評価を行った結果、その価値は維持されております。

しかしながら、当社単体の事業の状況によっては当該のれんの価値を維持することが不可能となり、その場合当該のれんの減損処理を行う可能性があります。

仕入先について

当社グループの事業においては、国内外メーカー及びその代理店、ソフトウェアの製造元から商品を仕入れておりますが、これら商品について、仕入先との関係では独占販売権を有しておりません。そのため、仕入先は当社グループ以外の事業者との間でも販売代理店契約等を締結する権利を有しております。

従って、今後これら仕入先から商品の供給が停止された場合や、仕入先及び仕入先が販売代理店契約等を締結した同業者との間で競争が生じると、当社売上が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

政府の施策について

当社グループにおける太陽光発電（ソーラー）事業は、国又は地方自治体が支援する「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」制度の変更、廃止または、電力会社の余剰電力買取価格の減額等により顧客の導入意欲が減退した場合、当社グループの太陽光発電（ソーラー）事業における売上、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の成立にともない、今後、産業用太陽光発電システムの市場は大きく拡大することが見込まれますが、電力の「固定価格買取制度」における買取価格や買取年数の状況により、当社グループにおける太陽光（ソーラー）事業の進捗に影響を与える可能性があります。

競合について

当社グループの競合他社は、その資本力、サービス、価格競争力、顧客基盤、営業力、ブランド、知名度などにおいて、当社グループより優れている場合があります。これら競合他社の営業方針、価格設定及び提供するサービス、製品、商品等が当社グループの事業展開に影響を与える可能性があり、これらに対して当社グループが効果的に差別化を行うことができず、当社グループが想定している事業展開を行えない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

顧客情報等について

当社グループは、事業展開をする上で、個人情報を含む顧客情報やその他機密情報を取り扱っております。当社グループは、顧客情報等の取り扱いについては、情報管理の強化とその取り扱いに十分な注意を払っておりますが、外部から不正アクセスや当社グループ及び委託先の関係者の故意・過失により、これら顧客情報等が漏洩する可能性があります。その場合、損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害することがないように当社及び外部への委託等により情報収集及び調査を行っております。しかしながら、これら調査等が充分かつ妥当でない場合、当社グループが意図せず第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが所有する知的財産権に関して第三者から侵害される可能性もあり、その場合においても当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度において341,496千円の債務超過になっておりました。当連結会計年度においては、WWBとの逆取得となる株式交換により、WWBの財務諸表に当社を被取得企業とするパーチェス法を適用したことから、純資産は359,175千円の資産超過となっております。しかしながら、当社の借入金423,084千円については借入先とは6ヶ月毎に期日更新を行ってきており、現在の当社グループの手元資金及び今後1年間の資金繰り見込みにおいては、今後もこの借入金についての期日更新が当社グループの事業継続の前提となります。

当該状況を解消すべく、収益力強化の施策、財務基盤の強化及び資金調達に取り組んでおります。

しかしながら、各施策については取組の途上であり、当社グループを取り巻く経営環境は依然として厳しいものと予想されることから現時点では、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

なお、このような状況に対する当社グループの対応策は後記「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（7）重要事象等について」に記載しています。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 顧客ソリューション契約書

契約の名称	顧客ソリューション契約書
相手先名称	日本アイ・ピー・エム株式会社
契約締結日	平成17年5月30日
契約の主な内容	日本アイ・ピー・エム株式会社はその顧客に対して当社製品及びサービスを提供する際に、当社が日本アイ・ピー・エム株式会社に対して協力する契約。
契約期間	契約締結日から本契約が解約されるまでとする。

(2) 借換え

当社は、平成24年5月11日に、株式会社三菱東京UFJ銀行と証書借入及び手形借入の契約を更新し、借入金の返済期日を平成24年10月31日に更新いたしました。

(3) 新株予約権発行による第三者割当増資

当社は、平成24年3月12日に、MM投資事業有限責任組合との間で「リアルコム株式会社第15回新株予約権第三者割当て契約証書」を締結し、同組合を割当先とする新株予約権の発行を行っております。

割当日	平成24年3月27日
新株予約権の総数	2,800個(2,800株)
発行価額	1個当たり7,000円(1株当たり7,000円)
行使価額	18,000円
募集方法	第三者割当の方法によります。

上記新株予約権は当連結会計年度末まで1,133個行使され、新株予約権の発行により19,600千円、新株予約権の行使により20,394千円の資金調達を行っております。

しかし、平成24年6月26日付の当社からの残りの1,667個(1,667株)の行使要請に対して、同組合による新株予約権の行使がなされていない状況となっております。本契約証書において、当社は同組合に対して新株予約権の行使を要請することができ、かかる新株予約権の行使要請があった場合、同組合は行使しなければならない旨定められております。当社は引き続き同組合に対して残りの新株予約権について行使するよう要請を行ってまいります。

(4) 株式交換

当社は、平成23年9月28日開催の取締役会決議に基づき、WVB株式会社を完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。

詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

当社グループでは、ナレッジマネジメント・情報共有に特化したソフトウェアの開発を進めております。当連結会計年度においては、スマートフォンソリューション「Smart AirPort」等があり、研究開発費は414千円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

また、当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成にあたり、会計方針は前連結会計年度と同一の基準を継続して適用する他、引当金につきましても過去の実績等を勘案し、合理的に見積りを行っております。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成においては、経営者による会計上の見積りを行っております。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社が連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社は、収益力強化及び財務基盤の強化を目指し、WWB株式会社（以下、「WWB」という）との株式交換契約（以下、「本株式交換」という）を締結し、平成23年11月24日開催の当社株主総会において、当社とWWBとの株式交換契約につき承認決議され、同月29日に本株式交換の効力が発生しております。本株式交換により、当社既存事業であるIT事業、WWB既存事業である建機販売事業に加え、太陽光発電（ソーラー）事業に参入し、グループとして強固な事業基盤を構築し、継続して収益を生み出す企業体を目指してまいります。

なお、本株式交換は当社を株式交換完全親会社、WWBを株式交換完全子会社とするものであります。また、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上は「逆取得」に該当するため、連結財務諸表上はWWBを取得企業、当社を被取得企業として、パーチェス法を適用しております。また、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第31項においては、「取得企業は、被取得企業の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を企業結合日から損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に取り込むことになる。」と規定されており、以下経営成績の概況については、同第31項に則した会計処理に基づく内容となっております。連結損益計算書においては、WWBの平成23年6月1日から平成24年5月31日までの12ヶ月間の損益に、当社の企業結合日以降である平成23年12月1日から平成24年6月30日までの7ヶ月間の損益を連結しております。

この結果、当社グループでの連結売上高は1,336,370千円（前年同期700,071千円）、営業利益92,067千円（前年同期は営業損失76,853千円）、経常利益52,419千円（前年同期は経常損失120,325千円）、当期純利益31,226千円（前年同期は当期純損失23,814千円）となりました。なお、営業外費用としてグループにおける運転資金確保のため新株予約権による第三者割当増資に係る資金調達費用等の計上3,784千円、前連結会計年度における米国事業売却代金の回収遅延に伴う貸倒引当金繰入額18,092千円や特別損失として事務所移転関連費用8,537千円等の計上を行った他、連結処理として、本株式交換により発生したのれんの償却費18,761千円を計上しております。

また、報告セグメントにおいては、従来、当社グループはIT事業の単一事業のみを営んでいたことから所在地別情報を報告セグメントとしていましたが、当連結会計年度より、当社が営むライセンス販売やコンサルティングサービスの提供に関する事業をIT事業として、WWBが営む建設機械の仕入・販売に関する事業を建機販売事業、太陽光発電システムの仕入・販売に関する事業を太陽光発電（ソーラー）事業として、新たな報告セグメントの区分に変更することといたしました。

セグメントの業績は以下の通りとなります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

1. IT事業

当社主力製品「Knowledge Market」、MS事業におけるライセンス販売、SI、運用保守等により、売上高305,316千円（前年同期700,071千円）、営業利益78,381千円（前年同期は営業損失76,853千円）となりました。

2. 建機販売事業

WWBにおいて、建設機械を国内及び海外に販売した結果、売上高815,276千円、営業損失675千円となりました。

3. 太陽光発電（ソーラー）事業

WWBにおいて、ソーラーパネル及び関連製品を販売した結果、売上高215,777千円、営業利益33,123千円となりました。

(3) 財政状態に関する分析

資産、負債及び純資産の状況

(資産の部)

当連結会計年度末における流動資産の残高は663,633千円（前連結会計年度末比404,528千円増加）となりました。これは主に、本株式交換実施により、商品が321,445千円増加したこと等によるものであります。

固定資産の残高は695,172千円（前連結会計年度末比665,348千円増加）となりました。これは主に、本株式交換実施による、のれんの増加624,483千円によるものであります。

(負債の部)

当連結会計年度末における負債合計は999,630千円（前連結会計年度末比369,204千円増加）となりました。これは主に、買掛金の増加106,837千円及び長期借入金の増加99,180千円等によるものであります。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産は359,175千円（前連結会計年度末比700,671千円増加）となりました。これは主に、WMBとの逆取得となる株式交換により、WMBの財務諸表に当社を被取得企業とするパーチェス法を適用したこと等によるものであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの事業展開において、経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」及び「4 事業等のリスク」に記載の内容をご参照下さい。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社とWMBとの株式交換実施により、当社グループは既存事業であるIT事業にWMB既存事業である建機販売事業、太陽光発電（ソーラー）事業を加えております。本株式交換実施により、当連結会計年度においては、売上高1,336,370千円、営業利益92,067千円、経常利益52,419千円、当期純利益31,226千円となっており、平成25年6月期については、実質的に1年間通して、IT事業、建機販売事業、太陽光発電（ソーラー）事業を行うこととなります。

IT事業及び建機販売事業については、既存事業であり足元の状況を勘案した計画となっております。

太陽光発電（ソーラー）事業については、平成24年6月期より本格的に参入した事業であり、住宅向け（戸建）を中心に立ち上がりを見せております。今後の事業展開としては、住宅向け（集合住宅）、産業用さらにメガソーラーへの参入を検討、実施してまいります。太陽光発電（ソーラー）事業は事業分野としては成長著しくかつ競争が激化してきている分野でもあることから、事業展開の進捗によっては今後の事業の見通しが大きく変動する可能性があります。

(6) 資本の財源と資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローで38,686千円及び財務活動によるキャッシュ・フローでは59,332千円の資金を得ておりますが、投資活動によるキャッシュ・フローでは16,489千円使用しております。

この結果、当連結会計年度末における資金（現金及び現金同等物）は、前連結会計年度に比べて、58,286千円増加し、152,985千円となりました。

(7) 重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度において341,496千円の債務超過になっておりました。当連結会計年度においては、WWB株式会社（以下、「WWB」という）との逆取得となる株式交換により、WWBの財務諸表に当社を被取得企業とするパーチェス法を適用したことから、純資産は359,175千円の資産超過となっております。しかしながら、当社の借入金423,084千円については借入先とは6ヶ月毎に期日更新を行ってきており、現在の当社グループの手元資金及び今後1年間の資金繰り見込みにおいては、今後もこの借入金についての期日更新が当社グループの事業継続の前提となります。当該状況により、当社グループにおいては依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、引き続き、以下の施策に取り組んでおります。

WWBとの株式交換実施と今後の収益力への取り組み

当社は、平成23年11月24日開催の当社株主総会において、当社とWWBとの株式交換契約(以下、「本株式交換」という)につき承認決議され、同月29日に本株式交換の効力が発生しております。本株式交換により、当社既存事業であるIT事業、WWB既存事業である建機販売事業に加え、太陽光発電（ソーラー）事業に参入し、グループとして強固な事業基盤を構築し、継続して収益を生み出す企業体を目指してまいります。

本株式交換による当社グループの事業の進捗状況

当社においては、当連結会計年度に入り国内事業における選択と集中を進めてきた過程で、単体の上期では営業損失44,565千円を計上しておりますが、下期においてはSharePoint関連事業での売上増加や経費構造の改善、本株式交換によるWWBとの管理コストの共有化により、通期では営業利益23,646千円を計上しております。当社は2期連続で営業黒字を達成しており、翌事業年度以降も黒字を確保しながら、さらに収益基盤を強固にすべく取り組んでまいります。

WWBにおいては、建機販売事業において円高の長期化及び中国での需要の冷え込みにより売上が大幅に落ち込んだことや、WWBが輸入代理店となっている三一重工（SANY）社製品の売上が見込みを下回ったこと、及び太陽光発電（ソーラー）事業において当連結会計年度末に売上を見込んでいた案件が翌連結会計年度にずれ込んだこと等により、全体として売上は見込みを下回る結果となりました。また利益面においては、想定よりも高い利益率を確保し、販売費及び一般管理費が想定範囲内におさまったものの、売上の落ち込みを補うには至りませんでした。しかしながら、WWB単体として営業利益32,447千円を達成し、連結の業績に貢献しております。なお、新規事業である太陽光発電（ソーラー）事業においては、ハウスメーカーからの受注を獲得するなど順調な立ち上がりを見せ、平成24年3月から5月までの3ヶ月間で191,260千円の売上高を計上し、平成24年6月以降も継続して受注を獲得するなど、今後成長を加速していけるものと考えております。

また、平成24年5月末に当社とWWBの事務所統合を予定通り実施いたしました。これにより、事業の効率的な推進及び費用の削減が可能となると考えています。

財務基盤の強化

当社の資金状況については、当社より借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行に対して、適宜、当社グループの事業進捗状況の説明を行い、今後の返済期日の更新について協議を行っております。

WWBの資金状況については、足元、事業は堅調に推移しており、仕入資金確保についても、取引先との決済条件の緩和等により自助努力での資金繰り改善を鋭意行っております。

グループ全体としては、当社、WWBの両社において機動的に資金を融通し、安定した事業運営やメガソーラー等への投資を行ってまいります。

資金調達について

当社は平成24年3月27日付けで、MM投資事業有限責任組合を割当先とした新株予約権を発行し19,600千円の資金を調達し、同新株予約権の一部行使により20,394千円の調達を実施いたしました。残りの新株予約権についてもMM投資事業有限責任組合に対して行使するよう要請いたしましたが、同組合からはWWBの係争案件の事業に対する影響の懸念を理由に新株予約権の行使を保留する旨の連絡を受けております。当社としては、同組合は契約上、当社からの行使要請に対して応じる義務があると考えており、前述の係争案件は同組合が行使を保留する理由としては正当でないと考えており、かつ、本係争案件は既にWWBに対する請求が棄却され解決済みであります。このような状況下、当社としては引き続き同組合に対して残りの新株予約権について行使するように要請を行い、当初見込んでいた30,006千円の資金調達を実施したいと考えております。

これら施策を着実に実行することにより、早期に借入金を返済し、経営基盤の安定化を図ってまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は1,763千円であります。

IT事業においては、パソコン及びサーバーに対して631千円、社内利用ソフトウェアに対して943千円の投資を実施しました。

建機販売事業及び太陽光発電（ソーラー）事業においては、事務所の移転に伴い、建物附属設備及び備品に対して189千円の投資を実施しました。

また、当連結会計年度において事務所の移転を行ったことに伴い、建物附属設備や備品等の除却を行っております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成24年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	リース資産 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都品川区)	IT事業	業務全般	2,875	2,498	3,941	9,315	24 (4)

(2) 国内子会社

平成24年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	機械装置 及び 運搬具 (千円)	リース 資産 (千円)	合計 (千円)	
WWB 株式会社	本社 (東京都 品川区)	建機販売事 業、太陽光発 電（ソー ラー事業）	業務全般	10,464	2,551	2,394	5,757	21,168	7 (-)

(注) 1. 建物は賃借中の建物に施した建物附属設備であります。

2. 従業員数の()は、平均臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む)を外書してあります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	129,376
計	129,376

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年9月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	33,477	33,477	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	33,477	33,477	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成24年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成14年9月27日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成24年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年8月31日)
新株予約権の数(個)	18 (注)1、3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72 (注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,750 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年9月28日 至平成24年9月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,750 資本組入額 39,375	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録(以下「店頭登録」という)され、又は日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数及び新株予約権の総数

付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

新株予約権の行使により発行する株式数は1株とし、対象者への配分に関しては取締役会に一任するものとします。ただし、上記3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合により時価を下回る払込価格で新株の発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。
6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成14年9月27日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成24年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年8月31日)
新株予約権の数(個)	13 (注)1, 3	12 (注)1, 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52 (注)1, 3	48 (注)1, 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,750 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年9月28日 至平成24年9月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,750 資本組入額 39,375	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録（以下「店頭登録」という）され、又は日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数及び新株予約権の総数

付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

新株予約権の行使により発行する株式数は1株とし、対象者への配分に関しては取締役会に一任するものとします。ただし、上記3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合により時価を下回る払込価格で新株の発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成15年9月26日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成24年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年8月31日)
新株予約権の数(個)	39 (注)1、3	37 (注)1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	156 (注)1、3	148 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,750 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年9月27日 至平成25年9月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,750 資本組入額 39,375	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録（以下「店頭登録」という）され、又は日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数及び新株予約権の総数

付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

新株予約権の行使により発行する株式数は1株とし、対象者への配分に関しては取締役会に一任するものとします。ただし、上記3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権付与日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）するときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成16年9月24日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成24年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年8月31日)
新株予約権の数(個)	27 (注)1、3	26 (注)1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108 (注)1、3	104 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	112,500 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年9月25日 至平成26年9月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 112,500 資本組入額 56,250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録(以下「店頭登録」という)され、又は日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勧案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。
6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成17年9月22日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成24年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年8月31日)
新株予約権の数(個)	202 (注)1、3	201 (注)1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	202 (注)1、3	201 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	112,500 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年9月23日 至平成27年9月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 112,500 資本組入額 56,250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を使用することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときは、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成18年1月25日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成24年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年8月31日)
新株予約権の数(個)	40 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40 (注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年2月1日 至平成28年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとします。

当社は、取締役会の定めるところにより、新株予約権発行後、当社が他社に吸収合併される場合又は他社との新設合併を行う場合、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数、払込金額、新株予約権の行使期間その他について必要と認められる調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができます。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできないものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めておりません。

3. 払込金額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前払込金額}}{\text{1株当たり調整後払込金額}}$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で当社の普通株式を発行又は処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は、「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替えます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} \cdot \text{自己株式数}}{\text{自己株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}} \right)}{\left(\text{既発行株式数} \cdot \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権
(平成18年6月30日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成24年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年8月31日)
新株予約権の数(個)	93 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	93 (注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権
(平成18年6月30日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成24年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年8月31日)
新株予約権の数(個)	30	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない)をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権
(平成19年6月19日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成24年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年8月31日)
新株予約権の数(個)	9 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9 (注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350,000 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年6月20日 至平成29年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350,000 資本組入額 175,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勧案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権
(平成24年3月12日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (平成24年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,667	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,667 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	18,000 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年3月28日 至平成25年3月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 18,000 資本組入額 12,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	-

(注)1. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

2. 当社が(注)3に従って払込金額の調整を行う場合には、割当株式は次の算式により調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後割当株式数} = (\text{調整前払込金額} \times \text{調整前割当株式数}) / \text{調整後払込金額}$$

3. 払込金額の調整

当社は、下記(a)から(d)に掲げる各事由による当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合、または変更を生じる可能性がある場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる端数は円未満小数第2位を四捨五入するものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

- (a) 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合
- (b) 株式分割により普通株式を発行する場合
- (c) 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合
- (d) 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権の取得と引き換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

5. 当社が、吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、または株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編成行為」という）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社または株式移転完全親会社（以下、「再編当事会社」という）は、以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとします。

- (a) 新たに交付される新株予約権の数
 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1個未満の端数は切り捨てるものとします。
- (b) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
 再編当事会社の同種の株式とします。
- (c) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1株未満の端数は切り上げるものとします。
- (d) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1円未満の端数は切り上げるものとします。
- (e) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金及び再編当事会社による当該新株予約権の取得
 それぞれ組織再編成行為に際して決定します。
- (f) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要するものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年7月26日 (注) 1	普通株式 190	普通株式 13,632	14,250	525,162	14,250	177,162
平成19年7月27日 (注) 2	普通株式 888	普通株式 14,520	49,950	575,112	50,949	228,111
平成19年9月18日 (注) 3	普通株式 1,500	普通株式 16,020	186,300	761,412	186,300	414,411
平成20年6月1日～平成 20年6月30日(注) 4	普通株式 152	普通株式 16,172	5,738	767,150	5,738	420,149
平成23年11月29日 (注) 5	普通株式 16,172	普通株式 32,344	-	767,150	83,928	504,077
平成24年3月31日 (注) 6	普通株式 1,133	普通株式 33,477	14,162	781,312	14,162	518,240

- (注) 1 . 新株予約権(平成18年1月25日臨時株主総会決議)の行使
発行価格 150,000円
資本組入額 75,000円
- 2 . 第1回新株引受権付無担保社債の新株引受権の行使
発行価格 112,500円
資本組入額 56,250円
- 3 . 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 270,000円
発行価額 248,400円
資本組入額 124,200円
払込金総額 372,600千円
- 4 . 新株引受権及び新株予約権の行使
新株引受権(平成13年8月6日臨時株主総会)
発行価格 75,000円
資本組入額 37,500円
新株予約権(平成14年9月27日定時株主総会)
発行価格 78,750円
資本組入額 39,375円
- 5 . WWB株式会社との株式交換に伴う新株発行によるものであります。
発行価格 5,189円
資本組入額 - 円
- 6 . 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年6月30日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	8	6	5	6	1,392	1,417	-
所有株式数(株)	-	-	167	205	64	278	32,763	33,477	-
所有株式数の割合(%)	-	-	0.50	0.61	0.19	0.83	97.87	100	-

(注) 自己株式2株は、「個人その他」に2株を含めて記載しております

(7) 【大株主の状況】

平成24年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
龍 潤生	東京都品川区	12,129	36.23
谷本 肇	東京都中央区	3,743	11.18
巖 平	埼玉県吉川市	3,719	11.11
MW投資事業有限責任組合 代表取締役 鈴木 正則	東京都中央区銀座5 - 5 - 14	1,133	3.38
原 幸一郎	大阪府堺市	609	1.82
宋 悦萍	埼玉県蕨市	242	0.72
日野 豊	東京都品川区	233	0.70
柳 里	神奈川県横浜市鶴見区	231	0.69
兼高 悦子	東京都港区	214	0.64
岩田 徳子	三重県四日市市	211	0.63
計	-	22,464	67.10

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 前事業年度末において主要株主でなかった龍潤生氏及び巖平氏は、当事業年度末現在では主要株主となっております。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,475	33,475	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	33,477	-	-
総株主の議決権	-	33,475	-

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
リアルコム株式会社	東京都品川区東品川 2 - 2 - 4 天王洲 ファーストタワー5 F	2	-	2	0.01
計	-	2	-	2	0.01

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20、第280条ノ21の規定及び会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は次のとおりであります。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成14年9月27日定時株主総会決議に基づく平成14年9月27日取締役会決議)

決議年月日	平成14年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 23 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	106(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。

2. 取締役及び従業員の異動・退職及び権利行使により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員1名、当社元従業員4名に、株式の数は18株(株式分割後72株)になっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成14年9月27日定時株主総会決議に基づく平成15年5月20日取締役会決議)

決議年月日	平成14年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 10(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	24(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。

2. 取締役及び従業員の異動・退職により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名、当社元取締役1名、当社元従業員1名に、株式の数は12株(株式分割後48株)になっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成15年9月26日定時株主総会決議に基づく平成15年9月26日取締役会決議)

決議年月日	平成15年9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 17 社外協力者 1 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	52(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。
2. 取締役及び従業員の異動・退職により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社元取締役1名、当社従業員1名、当社元従業員4名、社外協力者2名に、株式の数は37株(株式分割後148株)になっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成16年9月24日定時株主総会決議に基づく平成16年10月28日取締役会決議)

決議年月日	平成16年9月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 34 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	58(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。
2. 取締役及び従業員の異動・退職により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員2名、当社元従業員8名に、株式の数は26株(株式分割後104株)になっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成17年9月22日定時株主総会決議に基づく平成17年12月22日取締役会決議)

決議年月日	平成17年9月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 35 当社入社予定者 2 社外協力者 1 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	483(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 取締役及び従業員の異動・退職により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員7名、当社元取締役1名、当社元従業員6名、社外協力者1名に、株式の数は201株になっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成18年1月25日臨時株主総会決議に基づく平成18年1月25日取締役会決議)

決議年月日	平成18年1月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 社外協力者 1 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	400(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 取締役の退任及び権利行使により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社元取締役1名に、株式の数は40株になっております。

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権
(平成18年6月30日臨時株主総会決議に基づく平成18年6月30日取締役会決議)

決議年月日	平成18年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 19 社外協力者 1 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	192(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 取締役及び従業員の異動・退職により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員4名、当社元取締役1名、当社元従業員4名、社外協力者1名に、株式の数は93株になっております。

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権
(平成18年6月30日臨時株主総会決議に基づく平成18年9月13日取締役会決議)

決議年月日	平成18年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権

(平成19年6月19日臨時株主総会決議に基づく平成19年6月19日取締役会決議)

決議年月日	平成19年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 15(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	18(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 従業員の退職により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社従業員5名、当社元従業員1名に、株式の数は9株になっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第13号及び会社施行規則第27条第1項1号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	2	32,200
当期間における取得自己株式	-	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	2	-	2	-

3【配当政策】

当社グループは、株主への利益還元を重要な経営課題と認識しております。当社配当政策の基本方針としては、経営成績及び財政状態を勘案し、株主への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、柔軟な対応をとってまいります。

現在、当社グループは依然として、継続性に疑義を生じさせる状況にあることに加え、「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入っており、これらを解消するために、事業基盤の構築と財務基盤の強化が最優先事項となっております。また、当連結会計年度末においては債務超過が解消しているとはいえ、未だ内部留保が充実している状況ではなく、株主の皆様には大変申し訳ございませんが、配当を実施しておりません。

なお、当社は会社法第454条第5項に基づいて中間配当制度を採用しており、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会としております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成20年6月	平成21年6月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月
最高(円)	504,000	135,000	99,900	47,700	26,800
最低(円)	63,100	21,200	26,000	14,500	8,150

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	17,150	15,400	22,330	23,000	26,800	23,600
最低(円)	10,780	12,540	14,600	17,560	16,000	18,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	-	市瀬 厚	昭和40年5月15日生	昭和61年4月 総合情報開発株式会社入社 昭和63年10月 カキウチ株式会社入社 平成2年11月 タイムコンサルタント株式会社入社 平成14年5月 当社入社 平成19年9月 当社取締役就任 平成20年2月 当社取締役 執行役員テクノロジー担当 平成23年11月 当社取締役副社長就任 WWB株式会社取締役就任(現任) 平成24年9月 当社代表取締役就任(現任)	(注)1	17
取締役	-	谷本 肇	昭和39年6月30日生	平成元年4月 日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン入社 平成6年8月 AZCA, Inc.入社 平成12年4月 株式会社リアルコムコミュニケーションズ(現リアルコム株式会社)設立 代表取締役社長 平成20年2月 当社代表取締役社長 執行役員CEO 平成20年3月 Realcom U.S., Inc. CEO(現任) 平成21年1月 Realcom Technology India Private Limited CEO(現任) 平成23年11月 WWB株式会社代表取締役就任(現任) 平成24年9月 当社取締役(現任)	(注)1	3,743
取締役	-	龍 潤生	昭和46年10月21日生	平成10年4月 レント株式会社入社 平成15年2月 J-TEC有限会社設立代表取締役就任 平成18年6月 WWB株式会社設立代表取締役就任(現任) 平成23年11月 当社取締役就任(現任) 当社代表取締役COO就任 平成24年7月 一三パワー株式会社代表取締役会長就任	(注)1	12,129
取締役	-	巖 平	昭和43年7月8日生	平成7年10月 中国巨龍新聞社金融証券編集員 平成14年6月 朝日興業株式会社設立代表取締役就任 平成17年1月 中金産権交易有限公司設立総裁就任(現任) 平成21年6月 WWB株式会社執行役員就任 平成22年8月 同社取締役就任(現任) 平成23年11月 当社取締役就任(現任) 当社取締役副社長就任 平成24年7月 一三パワー株式会社取締役就任	(注)1	3,719

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	C F O	山本 融	昭和44年2月28日生	平成3年4月 日商岩井株式会社(現双日株式会社)入社 平成14年10月 株式会社リサ・パートナーズ入社 平成15年10月 イノベーションエンジン株式会社入社 平成16年4月 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス入社 平成18年10月 ラオックス株式会社入社 平成19年6月 同社取締役管理本部長就任 平成20年2月 当社執行役員C F O就任 平成20年9月 当社取締役C F O就任(現任) 平成23年11月 WWB株式会社取締役就任(現任)	(注)1	30
取締役	-	宋 悦萍	昭和55年3月23日生	平成19年4月 WWB株式会社入社 平成22年8月 同社監査役就任 平成23年11月 同社取締役就任(現任) 平成23年11月 当社取締役就任(現任) 平成24年7月 一三パワー株式会社取締役就任	(注)1	242
取締役 (非常勤)	-	本荘 修二	昭和39年3月17日生	昭和62年4月 株式会社ボストンコンサルティンググループ入社 平成5年9月 コンピュータ・サイエンス・コーポレーション入社 平成7年7月 株式会社CSK(現株式会社S C S K)入社 平成10年7月 本荘事務所代表 平成16年1月 ジェネラルアトランティックLLC 日本代表 平成19年9月 当社取締役(現任) 平成23年11月 WWB株式会社取締役就任(現任)	(注)1	56
取締役 (非常勤)	-	会田 政行	昭和19年4月21日生	昭和48年6月 株式会社ショーワ設立 昭和51年9月 株式会社昇和自動車設立 平成18年4月 同社代表取締役社長就任 平成23年2月 WWB株式会社取締役就任(現任) 平成23年11月 当社取締役就任(現任)	(注)1	80

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	-	若杉 武治	昭和13年10月26日生	昭和37年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 平成4年11月 アナログ・デバイス株式会社出向、常務取締役 平成8年11月 ジャパンシステム株式会社取締役管理本部長 平成11年6月 清和興業株式会社 監査役 平成17年5月 当社 監査役(現任) 平成23年11月 WWB株式会社監査役(現任)	(注)2	45
監査役 (非常勤)	-	片岡 敬三	昭和18年3月24日生	昭和40年4月 日本レイヨン株式会社(現コニチカ株式会社)入社 昭和54年2月 株式会社大信販(現アプラス株式会社)入社 平成6年3月 有限会社マーキュリー代表取締役(現任) 平成12年7月 株式会社大前・アンド・アソシエーツ取締役 平成12年8月 株式会社大前・ビジネス・ティベロップメンツ監査役 平成12年10月 株式会社有機市場監査役 平成13年5月 株式会社大前・ビジネス・ティベロップメンツCFO 平成16年6月 ケンコーコム株式会社監査役 平成17年2月 有限会社カスタネット倶楽部取締役 平成17年6月 株式会社ホスピタルマネジメント研究所監査役(現任) 平成18年1月 当社監査役(現任) 平成19年6月 ケンコーコム株式会社取締役 平成19年6月 日本調剤株式会社監査役(現任) 平成23年6月 ケンコーコム株式会社監査役(現任)	(注)2	-
監査役 (非常勤)	-	齋藤 繁喜	昭和15年6月1日生	昭和38年4月 光和不動産株式会社入社 昭和43年2月 株式会社日本設計入社 昭和63年12月 同社取締役就任 平成6年12月 同社常務取締役就任 平成13年12月 同社専務取締役就任 平成19年6月 同社退社 平成19年7月 株式会社アーキブロックス設立 同社代表取締役就任(現任) 平成23年9月 一般財団法人危機管理推進会議(NEMIC)専務理事就任(現任) 平成23年11月 当社監査役(現任) 平成23年11月 WWB株式会社監査役(現任)	(注)3	-
計						20,061

- (注)1. 平成24年9月27日の選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
2. 平成22年9月24日の選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
3. 平成23年11月24日の選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
4. 取締役の本荘 修二、会田 政行は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役の若杉 武治、片岡 敬三、齋藤 繁喜は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、お客様、株主、従業員、その他取引先等の全ての利害関係者の方々に対して当社グループとして果たすべき社会的責任を強く認識し、それを全うすることが経営上の最大の目標である企業価値の向上に繋がると考えおります。この目標を達成する手段としてコーポレート・ガバナンスを捉え、経営の効率性とコンプライアンスの遵守の両面を総合的に判断し、透明性のある健全な企業統治の体制を構築してまいります。

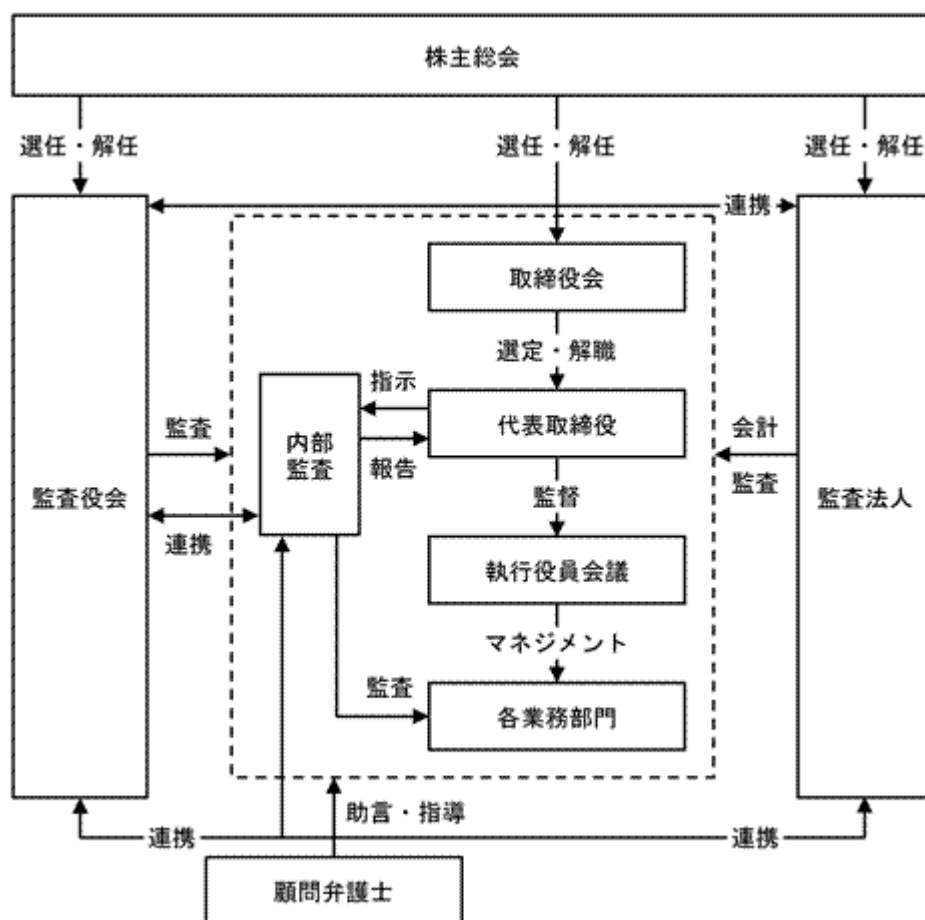
会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社は、監査役制度採用会社でありコーポレート・ガバナンスの充実のために、株主総会の充実、取締役会や監査役会の一層の機能強化を図るとともに、積極的かつ継続的なディスクロージャー活動・IR活動に取り組んでおります。

当社は、平成23年11月にWNB株式会社との株式交換により、既存のIT事業に、建機販売事業及び太陽光発電（ソーラー）事業が加わり、収益力の強化を図っております。しかしながらWNB株式会社は当社との株式交換の実施以前は未上場会社であり、同社については上場会社として整備すべき内部統制のシステムを構築する必要があるとの認識を持っております。新たな当社グループとしては、事業を進捗させながら、同時に、コンプライアンスの遵守の体制、内部統制システムの強化を実現することにより「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間の解消が可能であると考えております。

(ア)当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの概要

当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの概要は以下のとおりであります。



(イ)株主総会

株主総会は、会社の最高意思決定機関であり、会社の所有者である株主に対する貴重な情報提供及び情報交換、権利行使の場であると認識しております。従いまして、積極的なIR活動とタイムリー・ディスクロージャー精神のもと、株主の権利行使に適した環境を構築することを目的に、より開かれた株主総会にすべく、その運営方法につきましては工夫を重ねていく所存であります。

(ウ)取締役会

取締役会は、本書提出日現在において社外取締役2名を含む8名で構成されています。広い見地から意思決定、業務執行の監督を行っており、毎月1回定期的に、また必要に応じて随時開催しております。グループ各事業の状況及び業績の進捗を把握するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化にも努めております。なお、取締役会には、監査役3名も出席して、取締役会の業務執行について監査をしております。

(エ)執行役員会議

当社においては、執行役員会を週に一度開催しております。執行役員会は社内取締役及び執行役員により構成されており、主としてIT事業に係る業務執行に関する重要事項の報告、検討、意思決定を行っております。

(オ)監査役会監査の状況

当社は監査役制度を採用しており、常勤の社外監査役1名と非常勤の社外監査役2名で構成されております。いずれも財務、会計に関する知見を有し、他社において取締役及び監査役としての経験を有しております。監査役会は毎月開催され、各監査役は各事業年度に策定する年間監査計画に従い、取締役会その他重要な会議へ出席する他、業務及び各種書類や証憑の調査を通じ取締役の職務執行を監査しております。

また監査役は、内部監査担当部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行うことによって、会計監査及び業務監査等について総括的な確認を行い、取締役の業務執行の状況を効率的、合理的に把握し、監督の実効性を高めております。

(カ)内部監査の状況

当社は内部監査を独立した部門とはせず、内部監査規程に基づき、被監査部門を所管しないグループ長が責任者となっており、各部門の内部監査を実施しております。内部監査は、被監査部門を所管しないグループ長及び被監査部門に所属しない従業員1～2名の2～3名体制であり、各部署の所轄業務が法令、定款、社内諸規程及び諸取扱要領に従い適正かつ有効に運用されているか否かを、各年度に策定する年度監査計画に従って調査しております。その結果を代表取締役に報告するとともに適正な指導を行い、会社における不正、誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上を図り、経営効率の増進に資することをその目的としております。

また、監査役会及び会計監査人に対して、業務監査結果を報告することで監査役及び会計監査人との連携を図り、業務執行における違法性の排除と効率性の向上に努めております。

(キ)会計監査の状況

当社は、霞が関監査法人と金融商品取引法に基づく監査について監査契約を締結し、霞が関監査法人は、監査人として独立の立場から財務諸表に対する意見を表明しております。

当事業年度において業務執行した公認会計士は、以下のとおりであります。

・業務執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員：森内茂之、野村聡

継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、会計士補等7名 その他2名

(ク)社外取締役及び社外監査役との関係及び独立性に関する基準又は方針の内容

当社は社外取締役2名、社外監査役3名を選出しております。

社外取締役の本荘修二氏は客観的、中立的な立場であることに加え、IT業界における豊富な経験と知識を有しており、当事業に対する理解が深く、適切に経営を監視することが可能であると考えております。また同氏は、東京証券取引所の定める「一般株主と利益相反が生じるおそれのない」社外取締役であり、独立役員として選任しております。

社外取締役の会田政行氏は、客観的、中立的な立場であることに加え、主に建機業界について豊富な知識と経験を持ち、またメガソーラーの動向についても造詣が深く、適切に経営を監視することが可能であると考えております。

社外監査役若杉武治氏は、常勤の社外監査役であります。同氏は銀行勤務における豊富な経験に加え、IT業界を含む事業会社数社での管理本部長や監査役の経験があり、財務、経理に関する知見を有していることより、当社の監査機能強化に適任であると考えております。

社外監査役の片岡敬三氏は、上場企業での取締役及び監査役の経験を有しており、当社取締役及び取締役会による業務執行に対する監督機能の強化に適任であると考えております。

社外監査役の齋藤察喜氏は、これまで多数の企業における社外監査役等の豊富な経験を活かし、当社取締役及び取締役会による業務執行に対する監督機能の強化に適任であると考えております。

また、平成24年6月30日現在、社外取締役本荘修二氏は当社株式を56株、社外取締役会田政行氏は80株、社外監査役若杉武治氏は45株保有しており、また当社は、社外監査役片岡敬三氏に6個の新株予約権を付与しておりますが、

それ以外に当社の社外取締役及び社外監査役と当社との間に、人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、東京証券取引所の独立役員の基準等を参考にして、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な経営監視又は監査機能が可能で、かつ、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保されていることを個別に判断しております。

(ケ)顧問弁護士

当社は外部の法律事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じてコンプライアンス遵守のために必要な助言を受けており、法律面における経営上の問題が起きることのないよう努めております。

(コ)ディスクロージャー

経営の透明性を高め、情報の非対称性による利害関係者の不利益を最小にするため、会社の経営情報の適時適切な情報開示（ディスクロージャー）に努めてまいります。

内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

当社は、次の通りに内部統制システムに関して、業務の適正を確保するための体制整備を行っております。

(ア)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、全役員に対して、当社経営理念及び行動規範である「リアルコムウェイ」を浸透させ、会社全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行なわせる。
2. 法定、定款等のコンプライアンスについては、管理担当役員が責任者となり、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

(イ) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、全役員に対して、経営理念、行動規範である「リアルコムウェイ」を浸透させ、実践的運用を徹底する。また、使用人に対するコンプライアンスに関する教育及び啓発を行うため、社内研修等の体制を構築する。
2. 当社使用人が当社及び当社グループにおいて法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、管理担当役員または代表取締役に報告をするよう、当社使用人に周知する。
3. コンプライアンスホットラインとして「内部通報制度」を整備し、当社使用人に周知する。当該内部通報制度は、常勤監査役及び社外顧問弁護士を通報先とし、通報者の希望により匿名性を保証する等、通報者に不利益がない体制を確保する。
4. 重要な通報については、その内容と会社の対応状況、結果について、適切に当社グループの役員、従業員に開示する。
5. 代表取締役は、内部監査部門を統括する。内部監査部門は、代表取締役の指示に基づいて、業務執行状況の内部監査を行う。

(ウ) 取締役の職務の執行に係る情報保存及び管理に関する体制

1. 取締役は、職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）その他の重要な情報を、適切に保存かつ管理するための社内諸規程を整備する。
2. 管理担当役員は上記文書、情報保存及び管理における責任者となり、必要に応じて社外の弁護士等の助言を求める。

(エ) 損失の危機管理に関する体制

1. 経営計画の執行の最高責任者である代表取締役は、経営戦略、経営計画の策定や実行の意思決定に必要なリスクアセスメントを行い、取締役会に対して重要な判断材料としてこれを提出する。
2. 当社取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスク（不確実性）に対処すべく、常勤取締役及び執行役員及び執行役員会議に対して、施策の実践的運用を委託する。

(オ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち1名以上は社外取締役とする。
2. 取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役、執行役員の職務分掌に基づいて、代表取締役及びその他の業務担当取締役、執行役員にその業務の執行を行わせる。
3. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役、執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、組織規程及び職務権限規程に定める機関又は手続きにより、必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃、職務遂行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。

(カ) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社取締役会は、当社グループ全体について統括し、その事業計画の効率的な運営と監視、監督を行うとともに、必要な意思決定を行う。
2. 当社は、子会社の業務の適正を確保するために「関係会社管理規程」を整備する。
3. 監査役が、監査役自らまたは監査役会を通じて当社グループ全体の監視、監督を実効的かつ適正に行えるよ

うに会計監査人及び当社内部監査部門との緊密な連携体制を構築する。

(キ) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、「財務報告の基本方針」を定める。「財務報告の基本方針」の骨子は以下の通りとする。

1) 適正な会計処理の実施

・当社は、会計処理に係る法令及び会計基準に適合した内容の経理規程及び関連諸規則、マニュアル等を制定し、必要に応じてこれを改訂、整備する。また、全役職員への周知、徹底を図るために、社内情報ネットワークへの掲載を行うものとする。

2) 内部統制の有効性の確保

・当社は、金融商品取引法の内部統制に関する規定に則り、財務報告の適正を確保するために、財務報告の信頼性に影響を与える可能性のある事象を抽出し、これを分析、評価し、不備等の存在が判明した場合には、必要に応じて関連規程や業務プロセスを修正する等、適宜内部統制システムの改善を図る。
・当社は、内部統制システムの整備、運用を進める際には、IT環境を踏まえたうえでこれを実施する。

3) 信頼性のある財務報告を実現するための体制

・当社は、代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、適正な内部統制報告書を通じて、信頼性のある財務報告を開示することに全社を挙げて取り組む。

(ク) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要に応じて監査役の業務補助のための監査スタッフを置くものとする。

2. 取締役からの独立性を確保するため、監査スタッフの人事については、取締役は監査役の意見を尊重するものとする。

(ケ) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

1. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役、執行役員は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

2. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役、執行役員は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。

1) 会社の信用を著しく低下させたもの、又はその恐れがあるもの

2) 会社の業績に大きく影響を与えたもの、又はその恐れがあるもの

3) 社内外への環境、安全、衛生又は製造者責任に関して重大な損害を与えたもの、又はその恐れがあるもの

4) 行動規範（リアルコムウェイ）への違反で重大なもの

5) その他、上記1) - 4) に準じる事項

3. 役職員は、監査役が当社事業に関して報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

(コ) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性を担保する。

2. 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換する行うこととし、また内部監査部門との密接な連携を保つ。さらに、監査役は、会計監査人から会計監査結果について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。

3. 監査役会は、独自に意見形成をするため、また、監査の実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、公認会計士、コンサルタント、その他のアドバイザーを活用することができる。

(サ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備

1. 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、全ての取締役、監査役及び従業員に対して反社会的勢力及びその関係者や団体との接触や取引など一切の関わりを禁止することを基本方針とする。

2. 反社会的勢力及びその関係者や団体からの接触があった場合は、直ちに顧問弁護士や所轄警察署と連携し、毅然とした姿勢で組織的かつ法令に即して対処する。

役員報酬

当連結会計年度（平成23年7月1日から平成24年6月30日まで）における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

報酬の内容	報酬の金額	対象となった人数
社内取締役を支払った報酬	39,755千円	3
社外取締役を支払った報酬	1,200千円	1
社外監査役を支払った報酬	7,250千円	4
	48,205千円	8

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方針

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、以下の内容で決定しております。

- 1) 取締役の報酬は定款の定めに基づき、株主総会で決議された総額等の範囲内で、代表取締役が取締役の職務の重要性、取締役の責任の重大性、会社の業績、社員給与とのバランスを総合的に勘案し、取締役会に諮って決定する。
- 2) 監査役の報酬は、定款の定めに基づき株主総会で決議された総額の範囲内で、監査役会規則に基づき監査役が協議して決定する。

責任限定契約の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに10万円又は法令の定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役は、8名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社の取締役選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

中間配当の実施

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

取締役及び監査役の責任免除

会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、総株主の同意によらず取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	25,000	-	20,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	25,000	-	20,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数・監査業務等の内容を総合的に勘案した上で、監査役会の同意を得て決定することとしております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社は、平成23年11月29日付で当社を株式交換完全親会社、WWB株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施しました。当該株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上は「逆取得」に該当するため、当社の当連結会計年度（平成23年7月1日から平成24年6月30日まで）に係る連結財務諸表は、WWB株式会社が当社を取得したものとみなして、WWB株式会社を取得企業、当社を被取得企業としてパーチェス法を適用しております。この結果、前連結会計年度の連結財務諸表と当連結会計年度の連結財務諸表との間には連続性がなくなっております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年7月1日から平成24年6月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成23年7月1日から平成24年6月30日まで）の財務諸表について、霞が関監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の制度変更について、適時的確に対応するために公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、管理グループにおいては上記に加え、会計基準等の動向を解説した機関誌の定期購読やセミナーへの参加を行うなど研修体制を整えております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年6月30日)	当連結会計年度 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	95,107	152,985
売掛金	114,086	116,249
商品	-	321,445
仕掛品	2,698	4,239
原材料及び貯蔵品	61	146
前払費用	15,899	16,124
未収入金	31,697	16,489
繰延税金資産	510	8,818
その他	294	27,644
貸倒引当金	1,250	510
流動資産合計	259,105	663,633
固定資産		
有形固定資産		
建物	15,689	17,433
減価償却累計額	8,595	4,093
建物(純額)	7,093	13,340
工具、器具及び備品	56,249	29,603
減価償却累計額	48,230	24,553
工具、器具及び備品(純額)	8,019	5,049
機械装置及び運搬具	-	17,617
減価償却累計額	-	15,222
機械装置及び運搬具(純額)	-	2,394
リース資産	-	10,136
減価償却累計額	-	437
リース資産(純額)	-	9,698
有形固定資産合計	15,112	30,483
無形固定資産		
ソフトウェア	1,625	1,638
のれん	-	624,483
その他	102	102
無形固定資産合計	1,727	626,223
投資その他の資産		
関係会社長期貸付金	-	226,952
関係会社長期未収入金	-	23,801
敷金及び保証金	12,886	17,808
繰延税金資産	96	2,140
その他	-	2,528
貸倒引当金	-	234,766
投資その他の資産合計	12,983	38,465
固定資産合計	29,824	695,172
資産合計	288,930	1,358,806

	前連結会計年度 (平成23年6月30日)	当連結会計年度 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,084	131,921
短期借入金	425,778	463,084
1年内返済予定の長期借入金	-	24,726
未払金	32,502	48,337
リース債務	-	2,787
未払法人税等	5,264	25,714
未払消費税等	6,407	13,829
前受金	122,217	138,203
事業整理損失引当金	8,313	-
その他	4,701	4,177
流動負債合計	630,269	852,780
固定負債		
長期借入金	-	99,180
リース債務	-	13,993
その他	156	33,676
固定負債合計	156	146,849
負債合計	630,426	999,630
純資産の部		
株主資本		
資本金	767,150	781,312
資本剰余金	420,149	14,162
利益剰余金	1,505,427	447,936
自己株式	-	32
株主資本合計	318,128	347,506
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	32,034	-
その他の包括利益累計額合計	32,034	-
新株予約権	293	11,669
少数株主持分	8,374	-
純資産合計	341,496	359,175
負債純資産合計	288,930	1,358,806

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当連結会計年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
売上高	700,071	1,336,370
売上原価	1 287,942	1 1,008,724
売上総利益	412,128	327,646
販売費及び一般管理費		
役員報酬	58,653	41,402
給料	112,022	46,340
販売促進費	12,502	2,023
販売支援費	56,060	21,273
支払手数料	83,906	26,463
研究開発費	2 76,638	2 414
減価償却費	3,182	14,090
貸倒引当金繰入額	775	150
のれん償却額	-	18,761
その他	85,241	64,658
販売費及び一般管理費合計	488,982	235,579
営業利益又は営業損失()	76,853	92,067
営業外収益		
受取利息	346	12
受取手数料	1,614	-
その他	1,207	735
営業外収益合計	3,168	748
営業外費用		
支払利息	12,516	9,413
支払手数料	9,392	6,107
為替差損	24,688	2,996
貸倒引当金繰入額	-	18,092
その他	43	3,784
営業外費用合計	46,640	40,395
経常利益又は経常損失()	120,325	52,419
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,270	-
新株予約権戻入益	2,069	-
事業譲渡益	120,553	-
特別利益合計	123,892	-
特別損失		
固定資産除却損	3 5	3 2,015
減損損失	4 8,360	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	3,707	-
事業整理損失引当金繰入額	7,142	-
事務所移転費用	-	4 8,537
特別損失合計	19,214	10,553
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	15,647	41,866
法人税、住民税及び事業税	6,574	18,515
法人税等調整額	510	7,875
法人税等合計	6,064	10,639
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	21,712	31,226
少数株主利益	2,102	-
当期純利益又は当期純損失()	23,814	31,226

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	21,712	31,226
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	21,955	-
その他の包括利益合計	21,955	-
包括利益	242	31,226
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,859	31,226
少数株主に係る包括利益	2,102	-

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	767,150	767,150
被取得企業の期首残高	-	767,150
取得企業の期首残高	-	50,000
当期変動額		
株式交換による増加	-	717,150
新株の発行（新株予約権の行使）	-	14,162
当期変動額合計	-	731,312
当期末残高	767,150	781,312
資本剰余金		
当期首残高	420,149	420,149
被取得企業の期首残高	-	420,149
取得企業の期首残高	-	-
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	14,162
当期変動額合計	-	14,162
当期末残高	420,149	14,162
利益剰余金		
当期首残高	1,481,613	1,505,427
被取得企業の期首残高	-	1,505,427
取得企業の期首残高	-	26,128
当期変動額		
株式交換による増加	-	505,290
当期純利益又は当期純損失（ ）	23,814	31,226
当期変動額合計	23,814	474,064
当期末残高	1,505,427	447,936
自己株式		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株式交換による増加	-	32
当期変動額合計	-	32
当期末残高	-	32
株主資本合計		
当期首残高	294,314	318,128
被取得企業の期首残高	-	318,128
取得企業の期首残高	-	76,128
当期変動額		
株式交換による増加	-	211,827
新株の発行（新株予約権の行使）	-	28,325
当期純利益又は当期純損失（ ）	23,814	31,226
当期変動額合計	23,814	271,378
当期末残高	318,128	347,506

	前連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定		
当期首残高	53,990	32,034
被取得企業の期首残高	-	32,034
取得企業の期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	21,955	-
当期変動額合計	21,955	-
当期末残高	32,034	-
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	53,990	32,034
被取得企業の期首残高	-	32,034
取得企業の期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	21,955	-
当期変動額合計	21,955	-
当期末残高	32,034	-
新株予約権		
当期首残高	2,363	293
被取得企業の期首残高	-	293
取得企業の期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,069	11,669
当期変動額合計	2,069	11,669
当期末残高	293	11,669
少数株主持分		
当期首残高	6,271	8,374
被取得企業の期首残高	-	8,374
取得企業の期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,102	-
当期変動額合計	2,102	-
当期末残高	8,374	-
純資産合計		
当期首残高	339,669	341,496
被取得企業の期首残高	-	341,496
取得企業の期首残高	-	76,128
当期変動額		
株式交換による増加	-	211,827
新株の発行（新株予約権の行使）	-	28,325
当期純利益又は当期純損失（ ）	23,814	31,226
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	21,987	11,669
当期変動額合計	1,826	283,047
当期末残高	341,496	359,175

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	15,647	41,866
減価償却費	8,979	15,305
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,348	25,272
事業整理損失引当金の増減額(は減少)	7,229	-
ソフトウェア償却費	1,906	581
のれん償却額	-	18,761
事務所移転費用	-	3,501
新株予約権戻入益	2,069	-
固定資産除却損	5	2,015
減損損失	8,360	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	4,511	-
事業譲渡損益(は益)	120,553	-
為替差損益(は益)	42	474
受取利息	346	12
支払利息	12,516	9,413
支払手数料	9,392	6,107
売上債権の増減額(は増加)	9,057	49,548
たな卸資産の増減額(は増加)	2,307	127,874
その他の資産の増減額(は増加)	2,043	26,247
仕入債務の増減額(は減少)	5,955	85,666
前受金の増減額(は減少)	14,665	43,232
その他の負債の増減額(は減少)	13,629	13,786
その他	-	1,973
小計	106,655	60,329
利息の受取額	412	12
利息の支払額	12,515	8,319
法人税等の支払額	6,318	13,336
営業活動によるキャッシュ・フロー	125,076	38,686
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	1,285	-
有形固定資産の取得による支出	3,278	820
資産除去債務の履行による支出	-	711
無形固定資産の取得による支出	-	943
従業員に対する貸付けによる支出	216	-
従業員に対する貸付金の回収による収入	6,235	-
事業譲渡による収入	83,140	-
子会社株式の売却による収入	-	10,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	16,407
貸付けによる支出	-	2,500
貸付金の回収による収入	-	2,400
敷金の差入による支出	-	9,117
その他	1,390	1,610
投資活動によるキャッシュ・フロー	88,556	16,489

	前連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	140,000	61,000
短期借入金の返済による支出	140,000	53,694
長期借入れによる収入	-	55,000
長期借入金の返済による支出	1,332	40,741
借入手数料の支払額	9,392	-
新株予約権の発行による収入	-	17,815
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	20,394
その他	-	442
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,724	59,332
現金及び現金同等物に係る換算差額	20,353	474
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	26,891	81,054
現金及び現金同等物の期首残高	121,591	94,699
被取得企業の現金及び現金同等物の期首残高	-	² 94,669
取得企業の現金及び現金同等物の期首残高	-	² 67,241
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	³ 4,690
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 94,699	¹ 152,985

【継続企業の前提に関する注記】

当社グループは、前連結会計年度において341,496千円の債務超過になっておりました。当連結会計年度においては、WWB株式会社（以下、「WWB」という）との逆取得となる株式交換により、WWBの財務諸表に当社を被取得企業とするパーチェス法を適用したことから、純資産は359,175千円の資産超過となっております。しかしながら、当社の借入金423,084千円については借入先とは6ヶ月毎に期日更新を行ってきており、現在の当社グループの手元資金及び今後1年間の資金繰り見込みにおいては、今後もこの借入金についての期日更新が当社グループの事業継続の前提となります。当該状況により、当社グループにおいては依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、引き続き、以下の施策に取り組んでおります。

WWBとの株式交換実施と今後の収益力への取り組み

当社は、平成23年11月24日開催の当社株主総会において、当社とWWBとの株式交換契約（以下、「本株式交換」という）につき承認決議され、同月29日に本株式交換の効力が発生しております。本株式交換により、当社既存事業であるIT事業、WWB既存事業である建機販売事業に加え、太陽光発電（ソーラー）事業に参入し、グループとして強固な事業基盤を構築し、継続して収益を生み出す企業体を目指してまいります。

本株式交換による当社グループの事業の進捗状況

当社においては、当連結会計年度に入り国内事業における選択と集中を進めてきた過程で、単体の上期では営業損失44,565千円を計上しておりますが、下期においてはSharePoint関連事業での売上増加や経費構造の改善、本株式交換によるWWBとの管理コストの共有化により、通期では営業利益23,646千円を計上しております。当社は2期連続で営業黒字を達成しており、翌事業年度以降も黒字を確保しながら、さらに収益基盤を強固にすべく取り組んでまいります。

WWBにおいては、建機販売事業において円高の長期化及び中国での需要の冷え込みにより売上が大幅に落ち込んだことや、WWBが輸入代理店となっている三一重工（SANY）社製品の売上が見込みを下回ったこと、及び、太陽光発電（ソーラー）事業において当連結会計年度末に売上を見込んでいた案件が翌連結会計年度にずれ込んだこと等により、全体として売上は見込みを下回る結果となりました。また利益面においては、想定よりも高い利益率を確保し、販売費及び一般管理費が想定範囲内におさまったものの、売上の落ち込みを補うには至りませんでした。しかしながら、WWB単体として営業利益32,447千円を達成し、連結の業績に貢献しております。なお、新規事業である太陽光発電（ソーラー）事業においては、ハウスメーカーからの受注を獲得するなど順調な立ち上がりを見せ、平成24年3月から5月までの3ヶ月間で191,260千円の売上高を計上し、平成24年6月以降も継続して受注を獲得するなど、今後成長を加速していけるものと考えております。

また、平成24年5月末に当社とWWBの事務所統合を予定通り実施いたしました。これにより、事業の効率的な推進及び費用の削減が可能となると考えています。

財務基盤の強化

当社の資金状況については、当社より借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行に対して、適宜、当社グループの事業進捗状況の説明を行い、今後の返済期日の更新について協議を行っております。

WWBの資金状況については、足元、事業は堅調に推移しており、仕入資金確保についても、取引先との決済条件の緩和等により自助努力での資金繰り改善を鋭意行っております。

グループ全体としては、当社、WWBの両社において機動的に資金を融通し、安定した事業運営やメガソーラー等への投資を行ってまいります。

資金調達について

当社は平成24年3月27日付けで、MM投資事業有限責任組合を割当先とした新株予約権を発行し19,600千円の資金を調達し、同新株予約権の一部行使により20,394千円の調達を実施いたしました。残りの新株予約権についてもMM投資事業有限責任組合に対して行使するよう要請いたしましたが、同組合からはWWBの係争案件の事業に対する影響の懸念を理由に新株予約権の行使を保留する旨の連絡を受けております。当社としては、同組合は契約上、当社からの行使要請に対して応じる義務があると考えており、前述の係争案件は同組合が行使を保留する理由としては正当でないと考えており、かつ、本係争案件は既にWWBに対する請求が棄却され解決済みであります。このような状況下、当社としては引き続き同組合に対して残りの新株予約権について行使するように要請を行い、当初見込んでいた30,006千円の資金調達を実施したいと考えております。

上記施策については取組の途上であり、当社グループを取り巻く経営環境は依然として厳しいものと予想されることから、取組が予定通りに進捗しない場合には、当社グループの財務状況は悪化する可能性もあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

WVB株式会社

当社を株式交換完全親会社、WVB株式会社を株式交換完全子会社として、平成23年11月29日付けで株式交換を実施しておりますが、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上は「逆取得」に該当するため、連結財務諸表上はWVB株式会社を取得企業、当社を被取得企業として、パーチェス法を適用しております。このため、被取得企業である当社の業績は、企業結合日後の平成23年12月1日から平成24年6月30日までとなっております。なお、前連結会計年度において当社の連結子会社であったオージェテクノロジー株式会社については、第2四半期連結会計期間に当社が保有するすべての株式を売却しているため、連結の範囲から除外しております。

また、Realcom U.S., Inc.及びRealcom Technology India Private Limitedは、前連結会計年度に事業の全部を譲渡し、事業活動を終了し、清算手続中のため第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

Realcom U.S., Inc.

Realcom Technology India Private Limited

（連結の範囲から除いた理由）

Realcom U.S., Inc.及びRealcom Technology India Private Limitedは清算手続中であり、また、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

Realcom U.S., Inc.及びRealcom Technology India Private Limitedは清算手続中であり、また、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

WVB株式会社の決算日は5月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同社の決算日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

（ ）商品

ライセンス商品、建設機械

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

その他商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

（ ）仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

（ ）貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 4年～15年

機械装置及び運搬具 3年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間の残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの請負開発に係る収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については検収基準を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年6月30日)	当連結会計年度 (平成24年6月30日)
投資有価証券(株式)	-千円	0千円

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当連結会計年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
	1,099千円	12,185千円

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当連結会計年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
	76,638千円	414千円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当連結会計年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
工具、器具及び備品	5千円	2,015千円
計	5千円	2,015千円

4 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自平成22年7月1日至平成23年6月30日)

場所	用途	種類	減損損失
リアルコム本社	事業用資産	ソフトウェア	8,360千円

減損損失の認識にいたった経緯

当該資産は社内使用目的のソフトウェアで共有資産に該当しますが、現状及び将来において使用する見込がなく、また売却価値も見込めないため帳簿価額全額を減損損失8,360千円としてを特別損失に計上しております。

資産のグルーピングの方法

当社グループは、減損に係る会計基準の適用にあたり、販売用ソフトウェアについては、独立したキャッシュフローを生み出す単位として個別資産毎にグルーピングを行い、その他の資産については会社単位を基準としてグルーピングを実施しております。

なお、遊休資産については、個別資産毎にグルーピングを行っております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は零として算定しております。

当連結会計年度（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）

場所	用途	種類	減損損失
リアルコム本社	事業用資産	建物附属設備等	3,258千円

減損損失の認識にいたった経緯

本社事務所の移転に伴い廃棄する固定資産については、現状及び将来において使用する見込みがなく、また、売却価値も見込めないため、帳簿価額全額を減損損失3,258千円として計上しております。なお、連結損益計算書上は事務所移転費用に含めて計上しております。

資産のグルーピングの方法

当社グループは、減損に係る会計基準の適用にあたり、販売用ソフトウェアについては、独立したキャッシュフローを生み出す単位として個別資産毎にグルーピングを行い、その他の事業用資産については原則として報告セグメントを基準として資産のグルーピングを実施しております。

なお、遊休資産については、個別資産毎にグルーピングを行っております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は零として算定しております。

（連結包括利益計算書関係）

当連結会計年度（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）

該当事項はありません。

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	16,172	-	-	16,172
計	16,172	-	-	16,172

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オブ ションとしての 新株予約権	普通株式	-	-	-	-	293

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成23年7月1日至平成24年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	16,172	17,305	-	33,477
計	16,172	17,305	-	33,477
自己株式				
普通株式（注）2	-	2	-	2
計	-	2	-	2

（注）1. 発行済株式の株式数の増加のうち、16,172株はWWB株式会社との株式交換に伴い、新株を発行したことによる増加分であります。また、1,133株は新株予約権の行使に伴う増加分であります。

2. 自己株式の株式数の増加2株は、WWB株式会社との株式交換に伴う増加分であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	平成24年新株予 約権（注）	普通株式	-	2,800	1,133	1,667	11,669
合計		-	-	2,800	1,133	1,667	11,669

（注）平成24年新株予約権の当連結会計年度増加は新株予約権の発行によるものであり、当連結会計年度減少は新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 企業結合（逆取得）に関する事項

当社は、平成23年11月29日付で当社を株式交換完全親会社、WWB株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。当該株式交換は企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、WWB株式会社が取得企業となるため、当社の連結上の資産・負債を時価評価した上で、WWB株式会社の連結貸借対照表に引き継いでおります。このため、当連結会計年度の純資産の期首残高はWWB株式会社の期首残高となっており、当社の純資産の前連結会計年度の期末残高と当連結会計年度の期首残高との間には連続性がなくなっております。

「被取得企業の期首残高」は、当社（連結）の期首残高を記載しております。

「取得企業の期首残高」は、WWB株式会社の期首残高を記載しております。

「株式交換による増加」は、WWB株式会社を取得企業、当社を被取得企業としてパーチェス法を適用したことによる増加であります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
現金及び預金勘定	95,107千円	152,985千円
預入期間が3か月を超える定期預金	407	-
現金及び現金同等物	94,699	152,985

2 企業結合(逆取得)に関する事項

当社は、平成23年11月29日付で当社を株式交換完全親会社、WVB株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。当該株式交換は企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、WVB株式会社が取得企業となるため、当社の連結上の資産・負債を時価評価した上で、WVB株式会社の連結貸借対照表に引き継いでおります。このため、当連結会計年度の現金及び現金同等物の期首残高はWVB株式会社の期首残高となっており、当社の現金及び現金同等物の前連結会計年度の期末残高と当連結会計年度の期首残高との間には連続性がなくなっております。

「被取得企業の現金及び現金同等物の期首残高」は、当社(連結)の期首残高を記載しております。

「取得企業の現金及び現金同等物の期首残高」は、WVB株式会社の期首残高を記載しております。

3 重要な非資金取引の内容

(1) 株式交換に関するもの

当社を被取得企業としWVB株式会社を取得企業とした株式交換の結果、時価評価後の当社の資産及び負債を引き継いでおります。引き継いだ資産及び負債の主な内訳は以下のとおりであります。

流動資産	51,361千円
固定資産	76,551
資産合計	127,912
流動負債	534,660
負債合計	534,660

なお、「株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額」は、株式交換時における当社の現金及び現金同等物の残高を記載しております。

(2) 新株予約権に関するもの

	前連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
新株予約権の行使による資本金増加額	- 千円	3,965千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	-	3,965

(3) ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ16,379千円及び17,224千円であります。なお、上記リース取引にかかる資産及び債務の額には、セール・アンド・リースバック取引を含んでおります。セール・アンド・リースバック取引の過程でリース会社への売却による収入のキャッシュ・フローが生じますが、当連結会計年度末時点では未入金であります。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

IT事業における事務機器、及び建機販売事業における転貸資産であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度(平成23年6月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	27,258	20,898	6,360
合計	27,258	20,898	6,360

(単位：千円)

	当連結会計年度(平成24年6月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	23,265	22,490	775
合計	23,265	22,490	775

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年6月30日)	当連結会計年度 (平成24年6月30日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	5,767	836
1年超	978	-
合計	6,746	836

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当連結会計年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
支払リース料	5,895	5,469
減価償却費相当額	5,451	5,052
支払利息相当額	304	123

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年6月30日)	当連結会計年度 (平成24年6月30日)
1年内	2,407	-
1年超	-	-
合計	2,407	-

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。資金調達については、自己資金及び銀行借入によることを基本的な取組方針としておりますが、資金需要の内容によっては、市場の状況を勘案の上、社債発行及び増資等によりその資金を賄うなど、最適な方法により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。保守業務について、サービス提供開始時に前受金を受領し、リスクの軽減を図っております。営業債務である買掛金や未払金は、ほとんどが2ヶ月以内の支払い期日となっております。また、売掛金及び買掛金の一部には外貨建債権債務があり、為替リスクに晒されております。借入金は、運転資金のための借り入れであり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当該リスクに関しては、当社では、取引毎に取引限度額を設定し、実際の売掛金に対しては取引毎に期日管理を行っております。回収遅延債権に対しては、個別に状況を把握する体制としております。

為替リスクの管理

外国為替取引について、外貨建ての金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを抑制することとしております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各社において資金繰計画を作成し、適宜更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成23年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	95,107	95,107	-
(2) 売掛金	114,086	114,086	-
(3) 未収入金	31,697	31,697	-
資産計	240,891	240,891	-
(1) 買掛金	25,084	25,084	-
(2) 未払金	32,502	32,502	-
(3) 前受金	122,217	122,217	-
負債計	179,804	179,804	-

当連結会計年度（平成24年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	152,985	152,985	-
(2) 売掛金	116,249	116,249	-
(3) 未収入金	16,489	16,489	-
(4) 関係会社長期貸付金	226,952		
貸倒引当金(*1)	212,482		
	14,469	14,469	-
(5) 関係会社長期未収入金	23,801		
貸倒引当金(*1)	22,284		
	1,517	1,517	-
資産計	301,711	301,711	-
(1) 買掛金	131,921	131,921	-
(2) 短期借入金	40,000	40,000	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	24,726	24,726	-
(4) 未払金	48,337	48,337	-
(5) 前受金	138,203	138,203	-
(6) リース債務(流動負債)	2,787	2,787	-
(7) 長期借入金	99,180	97,072	2,107
(8) リース債務(固定負債)	13,993	13,993	-
負債計	499,149	497,041	2,107

(*1)関係会社長期貸付金及び関係会社長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 関係会社長期貸付金、(5) 関係会社長期未収入金

これらの時価については、連結貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 未払金、(6) リース債務(流動負債)

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 前受金

前受金はほとんどが1年以内に売上高に振り替えられる予定であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金、(8) リース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成23年6月30日)	当連結会計年度 (平成24年6月30日)
敷金及び保証金 1	12,886	17,808
短期借入金 2	425,778	423,084

- 1 賃借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価額がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。
- 2 当社は、借入先金融機関より借入金元本について、平成24年10月末日までの返済期限の延長及び返済方法の変更を主な内容とする借入金返済条件の変更にご同意をいただいておりますが、平成24年10月以降の借入金の返済方法については、借入先金融機関と協議の上、別途合意を取得する予定としております。従いまして、返済条件の変更の対象となった借入金は、将来の返済計画の見積りに不確実性が高く、かつ、返済期間が長期にわたる場合には割引現在価値に与える影響が大きく、時価を合理的に算定できないため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	95,107	-	-	-
売掛金	114,086	-	-	-
未収入金	31,697	-	-	-
合計	240,891	-	-	-

当連結会計年度(平成24年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	152,985	-	-	-
売掛金	116,249	-	-	-
未収入金	16,489	-	-	-
合計	285,724	-	-	-

(注) 関係会社長期貸付金及び関係会社長期未収入金につきましては、当該関係会社が現在清算手続中であり、清算手続が終了次第返済される見込みとなっているため、上記開示の対象としておりません。

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成22年7月1日至平成23年6月30日)

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成23年7月1日至平成24年6月30日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループでは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当社グループでは、退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当連結会計年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
特別利益の新株予約権戻入益	2,069	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成13年ストックオプション	平成14年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名及び従業員15名	当社取締役1名、監査役1名及び従業員23名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 472株	普通株式 424株
付与日	平成13年8月21日	平成14年9月27日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成15年8月7日 至平成23年8月6日	自平成16年9月28日 至平成24年9月27日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。

	平成14年ストックオプション	平成15年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名及び従業員9名	当社取締役2名、監査役1名、従業員16名及び社外協力者1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 96株	普通株式 208株
付与日	平成15年5月20日	平成15年9月26日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年9月28日 至 平成24年9月27日	自 平成17年9月27日 至 平成25年9月26日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。

	平成16年ストックオプション	平成17年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役1名及び従業員34名	当社取締役3名、監査役1名、従業員36名及び社外協力者1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 232株	普通株式 483株
付与日	平成16年10月28日	平成17年12月22日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成18年9月25日 至 平成26年9月24日	自 平成19年9月23日 至 平成27年9月22日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。

	平成18年ストックオプション	平成18年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名及び社外協力者1名	当社取締役2名、従業員19名及び社外協力者1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 400株	普通株式 192株
付与日	平成18年2月1日	平成18年6月30日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成18年2月1日 至 平成28年1月31日	自 平成20年7月1日 至 平成28年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成18年ストックオプション	平成19年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	社外協力者1名	当社従業員15名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 30株	普通株式 18株
付与日	平成18年9月13日	平成19年6月19日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成28年6月30日	自 平成21年6月20日 至 平成29年6月19日

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成20年ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 7名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 150株
付与日	平成21年 3月25日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社の子会社の従業員であることを要します。ただし、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成21年 4月 4日 至 平成24年 4月 3日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成24年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成13年ストックオプション	平成14年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	76	104
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	76	32
未行使残	-	72

(注) 平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。前事業年度末の株数は、前事業年度末に株式分割があったものとみなした株数を記載しております。

	平成14年ストックオプション	平成15年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	52	168
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	12
未行使残	52	156

(注) 平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。前事業年度末の株数は、前事業年度末に株式分割があったものとみなした株数を記載しております。

	平成16年ストックオプション	平成17年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	128	215
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	20	13
未行使残	108	202

(注) 平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。前事業年度末の株数は、前事業年度末に株式分割があったものとみなした株数を記載しております。

	平成18年ストックオプション	平成18年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	40	96
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	3
未行使残	40	93

	平成18年ストックオプション	平成19年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	30	13
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	4
未行使残	30	9

	平成20年ストックオプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	35
権利確定	-
権利行使	-
失効	35
未行使残	-

単価情報

	平成13年ストックオプション	平成14年ストックオプション
権利行使価格(円)	75,000	78,750
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

(注)平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。権利行使価格は、株式分割により調整された価格であります。

	平成14年ストックオプション	平成15年ストックオプション
権利行使価格(円)	78,750	78,750
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

(注)平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。権利行使価格は、株式分割により調整された価格であります。

	平成16年ストックオプション	平成17年ストックオプション
権利行使価格(円)	112,500	112,500
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

(注)平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。権利行使価格は、株式分割により調整された価格であります。

	平成18年ストックオプション	平成18年ストックオプション
権利行使価格(円)	150,000	150,000
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

	平成18年ストックオプション	平成19年ストックオプション
権利行使価格(円)	150,000	350,000
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

	平成20年ストックオプション
権利行使価格(円)	58,000
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	14,675

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(企業結合等関係)

株式交換

1. 企業結合の概要

(1) 取得企業並びに被取得企業の名称及び事業の内容

	名称	事業の名称
取得企業	WWB株式会社	建機販売事業、 太陽光発電(ソーラー)事業
被取得企業	リアルコム株式会社	IT事業

本株式交換は当社を株式交換完全親会社、WWB株式会社を株式交換完全子会社とするものでありますが、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)上は「逆取得」に該当するため、連結財務諸表上はWWB株式会社を取得企業、当社を被取得企業として、パーチェス法を適用しております。

(2) 企業結合日

平成23年11月29日

(3) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、WWB株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換
本株式交換により、当社はWWB株式会社の発行済普通株式の全部を取得しております。なお、当社がWWB株式会社の株主に普通株式を発行したことにより、同社の株主であった龍潤生氏(WWB株式会社 代表取締役)は当社の発行済株式総数の37.50%(平成24年6月30日現在36.23%)に相当する株式を保有する筆頭株主となっております。

(4) 結合後企業の名称

本株式交換に伴う商号の変更はありません。

(5) 取得した議決権比率

100%

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式交換後の当社における株式交換前の当社株主及びWWB株式会社の株主の議決権比率の構成及び最も大きな議決権比率を有する株主の存在に対する他の株主の議決権の状況等を総合的に比較検討した結果、実質的に支配を獲得する企業はWWB株式会社であると決定いたしました。

(7) 企業結合を行った主な理由

1) リアルコムグループのこれまでの歩み、課題とそれに対する対応

リアルコムグループ(以下「当社グループ」という)は、創業者谷本肇がシリコンバレーでのビジネス経験を通じて得た知見をベースに「ソフトウェアとコンサルティングサービスを融合し、ワークスタイル、ライフスタイルを変革するグローバルカンパニーになる」ことをビジョンとして創業しました。創業4年目からは事業ドメインを大企業向けのワークスタイル変革に集中し、「ナレッジマネジメント、情報共有に特化したエンタープライズソリューション企業」として、自社開発ソフト「KnowledgeMarket」を核にソフトウェアとコンサルティングの提供を行って参りました。

リアルコムのビジョンにご賛同いただき、丸紅様、三菱商事様他大手商社、鹿島建設様、大林組様他大手ゼネコン、そして三菱東京UFJ銀行様、東京海上日動火災保険様他大手金融機関その他多くの日本を代表する企業様に当社ソリューションをご採用いただきました。また、日本アイビーエム様、SCSK様他多くのパートナーにも支えられ、順調に業績を拡大し、2007年9月に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。上場前の2006年には、グローバル化の一環として米国シリコンバレーに米国法人を設立し、新製品のソフト開発拠点としました。

しかしながら、こうした過程においていくつかの課題が顕在化し、業績予想の下方修正と赤字転落を強いられ、戦略の見直しを迫られました。具体的には、ライセンス販売中心の大型案件依存度が高くなった結果、営業活動が大手企業狙いになり、営業サイクルが長くなると同時に個別案件獲得の成否(遅延)による業績の振れ幅が大きくなってしまいました。また、大手企業であるお客様が望むソフトウェア品質、信頼性を担保しながらも同時に市場の先端に行く新しい製品開発、機能開発をスピーディーに実現する開発能力や意識の維持が困難となり、保守的にまずは品質、信頼性確保に走り、ベンチャー企業らしい「攻めの開発」やお客様からご覧いただき「大手ベンダー企業に比べて、よりかゆいところに手が届く」ソリューションの提供能力に限界が見えて参りました。

このような課題を解決するため、当時、当社グループでは、中核事業であるKnowledgeMarket事業の維持拡大に加え、大きく3つの方策によって対応いたしました。第一に、全社的な開発能力の強化、米国拠点の強化及び市場への参入を実現するため、米国AskMe社(及びインドの同社開発拠点)を2008年に買収しました。第二に、自社製品の大手企業一発狙いのライセンス販売によらない、単価は小さくても継続的な収入が見込めるサービス、製品の導入を企図し、マイクロソフト社との協業を本格化させ、当社のポータル製品SharePointを核にしたクラウドサービスの提供(BPOD: Best Practice on Demand)及びSharePointの機能を補完する海外ソフト製品「Nintex Workflow」の導入販売を開始しました。第三に、それまで基本方針として、当社製品の販売と一体化する形で提供していたコンサルティングサービスを個別単独で提供することにより、お客様ニーズへの柔軟な対応を実現しつつもお客様ニーズのより深い理解を通じた製品・サービス開発能力の向上を狙いました。

これら施策のうち、SharePoint関連事業は一定の成果を得ることができました。具体的には、Nintex社製品の導入販売は成功をおさめ、Nintex社の海外市場（除米国）ではNo.1の実績を収めております。また、当初計画より立ち上がりに時間がかかっているものの、クラウドサービスBPOD事業は一定の成果を収めつつあります。さらに、BPOD事業に加え、2010年後半より企業向けスマートフォン事業の立ち上げにも成功し、将来の収益源として期待できるベースが付け加えられています。

また、中核のKnowledgeMarket事業は、お客様基盤からの継続的なご支援をいただくことで、安定した収益基盤の役割を果たすことができました。課題である「攻めの開発」は十二分には達成でききれていないものの、会社の収益を下支えする役割をきっちり果たし続けております。

しかしながら、コンサルティングサービスの個別単独提供は目標を実現できませんでした。当社グループが提供する、ナレッジマネジメント及び情報提供分野におけるコンサルティング、さらにはマイクロソフト社SharePoint導入にかかわる上流コンサルティングは、ニッチなサービスとして良好な市場評価をいただいております。コンサルティング個別単独提供では、成長性、収益性ともに上場企業として行うサービスとしては不十分で、事業の柱となりえないことが明確になりました。本来ならばこうしたコンサルティングと、リアルコムが提供する製品、サービスを融合させることで「トータルソリューション」として差別化し、収益を稼ぐべきものが、行き過ぎた自分主義からくる視野の狭さや組織管理、収益管理の問題から、シナジー追求どころか、全社的なチームワーク、組織運営を阻害する要因となってしまいました。本件に関しては、担当執行役員を更迭し、コンサルティング組織を単独の組織としてではなく、KnowledgeMarketやSharePoint系それぞれのソリューションを行う事業組織に吸収させる形でのテコ入れを行っております。

さらに、買収した海外事業は思うような成果を上げることができませんでした。買収直後に起きたリーマンショックによる米国市場の冷え込みが一因ではあったものの、より大きな要因として、グローバル人材の不足、マネジメント経営資源割り当ての優先順位の問題から、買収後の組織マネジメントが不十分で、企図した全社的開発力の底上げが成らないばかりか、収益面でも赤字転落に陥ってしまい、結果、2010年6月期に、連結において米国子会社におけるのれんの減損等で3億9,571万円の減損損失を計上するとともに、リアルコム単体においては、米国子会社に対する関係会社株式の評価損並びに同社への貸付金に対する引当金7億6,208万円を計上することとなりました。これら米国事業にかかわる損失額を他事業からの収益、既存資産で賄うことができず、連結、単体ともに債務超過に陥る事態となりました。また、2008年4月におけるAskMe社の買収は全額、銀行からの借入れ（5億1,000万円）で行ったため、債務超過に加え、多額の有利子負債（平成23年6月末時点で4億2,577万円）を残す結果になり、継続性の疑義を生じさせる状況となりました。

こうした状況を脱却すべく、海外事業については、米国子会社の事業売却、インド子会社の事業譲渡を平成23年6月期末までに実現し、連結損益計算書上、事業譲渡益1億2,055万円を計上いたしました。債務超過額及び銀行融資残高の減少には資することができませんでした。一方で、これら海外事業の整理により、さらなる赤字拡大を防止し、経営資源を国内事業へ集中する体制を整えることができました。また、平成23年6月期国内事業（単体）においては営業利益、経常利益、当期純利益において黒字への転換を果たしました。

いずれにしても、平成23年6月末において3億4,149万円の債務超過となっており、上場維持のためには平成24年6月期末までに当債務超過を解消することが急務となっております。また、着実かつ魅力的な事業展開シナリオの策定、実行が急務であるとの危機感を持ってきました。当社グループのこれまでの事業展開の流れを継承し、中核事業であるKnowledgeMarketの継続的な事業維持、成長をベースに、スマートフォン事業、SharePoint関連事業、及びこれら事業を下支えするコンサルティングサービスを追加成長の源泉として捉えてはいるものの、これら事業を粛々と行っていくのみでは今年度中の債務超過の解消、より高い市場評価（株価）を勝ち取っていく上では不十分との認識に至っております。

2) 財務基盤強化に向けた対策と成長シナリオ策定

海外事業ののれんの一括償却による債務超過の可能性は、2009年末より予測できていた事態であったため、2010年以降、海外事業のテコ入れや国内事業収益体質強化と並行し、第三者割当増資を絡め一緒に成長シナリオを描き、実現していけるパートナーを国内外のIT企業を対象に探索し続けました。こうした活動を通じ、内外50社以上のパートナー候補との協業可能性を模索してきました。

結果、多くの企業様に当社の事業の独自性をご評価いただき、協業に前向きな姿勢を示してくれたものの、債務超過の状態である（あるいはそのリスクがある）状態で、かつ4億円を超える有利子負債をそのまま引き継ぎ形での増資の引き受け、子会社化は非常に困難であるとの反応が多くありました。こうした反応の背景の一つには、国内のSI業界、情報系エンタープライズソリューション市場の成熟化、企業間の競争激化を通じた収益力、成長力の鈍化などからくる強い閉塞感もあったと感じております。一方、リアルコム事業に大いに興味を持ち、投資余力の大きい海外企業も多数ありましたが、DES（Debt Equity Swap：債務の株式化）等債務軽減スキームがない状況での投資に踏み切れるパートナーを見つけるには至りませんでした。取引銀行様とは友好的な関係を維持し続けておりますが、現時点では何らかのスキーム導入を通じた短期的な債務軽減ではなく、長期的な関係をベースにした返済をしていく方向で合意しております。また、第三者割当増資と新株予約権などを組み合わせた資本の増強、債務超過解消を実現する提案を複数の投資企業よりいただくことはありましたが、債務超過解消後のステップとして十二分に魅力的な単独での成長シナリオを描ききることができなかつたため、それらの提案を受け入れることはしませんでした。

こうした状況を受け、春先より、市場成長が頭打ちになり閉塞感の強い国内大企業向けソリューション市場の枠にとらわれることなく、中堅中小向け市場、あるいは創業時に行っていた一般消費者向け市場やその他の市場など、あらゆる事業の可能性、あらゆるパートナーリングの可能性を検討し、リアルコムらしい（既存の市場のパイを奪うのではなく、イノベーションを通じた需要創造を行う）、新しい成長戦略を策定することが、結果的には足元の財務状況の改善、資本金強化への王道と考え、魅力的な成長シナリオの策定に鋭意努めて参りました。分野選定においては、1. 急激な市場の伸びが期待できること、2. 業界ルールが激変する（業界ルールを当社が変えることができる）可能性があること、3. 当社グループがこれまで培ってきた経験、ノウハウが活用できる、つまりリアルコムらしいオリジナリティを発揮し、市場で勝ち抜くことができること、の三点を主要な評価基準といたしました。中でも、現在当社グループが属する市場ドメインが比較的成熟している市場であることから、大きな市場の伸びが起き、変化が激しい市場を見つけるという1.及び2.の分野に注力しました。同時に、3. 当社の経験、ノウハウ、という意味で、お客様視点でソフトウェアを開発、提供していく能力、海外（特に米国）とのネットワーク、先端トレンドの把握能力を基準に事業選定、パートナー選定を行ってまいりました。

こうした中で、例えば、国内中堅中小向け市場は、市場規模は大きいものの、市場の成長性、当社の強みやカルチャーとのフィットの面で、大きな魅力度を見出すことができませんでした。換言すれば、これまでの当社グループの歴史の中でも当該市場への参入は何度かチャレンジしており、過去の経験を踏まえ、再評価したものの今回もこの市場で成功する確信を持つには至りませんでした。また、消費者向け市場は非常に大きな変化が起きている市場ではあるものの、上場企業が実質、自前で新規参入する市場ではないと結論づけています。言い換えれば、当市場は、サービスに対する強い思い入れを持った少数の人間が立ち上げを行っていく市場であり、当社グループの現社員が行うというよりは、当社がそうした人物、会社に投資をするスタイルでの参入になると考え、シナジー面で大きな効果を見出しにくいとの判断をしました。

いずれにしても、今回の新しいシナリオを打ち出していく上では、強烈な市場の変化が期待される、当社の強みを生かしながらも全く新しい形での事業展開を行うことで、当社内外にある閉塞感を大きく打破し、創造的破壊と再生を行うようなシナリオが必要であると感じてきておりました。こうしたことで、新たな収益の柱を獲得するだけでなく、当社グループの組織を良い意味で揺り動かし、刺激を与えることで役員、社員の意識を変え、既存事業を含め当社グループの事業全体を活性化させていきたいと考えてきました。

会社を大きく変えていく新規事業を考えていく上で、米国をはじめ海外の動向も常に参考にしてきました。その中で、2005年以降シリコンバレーにて「インターネットの次のイノベーション」として注目を浴びていたクリーンテックベンチャーの動向は目を引くものでした。米国と日本では電力インフラの整備状況やエネルギーに対する考え方などに違いがあり、米国の動向がそのまま日本に当てはまるとは言いえないものの、世界を代表するベンチャーキャピタルがこぞってクリーンテクノロジーに巨額の投資を行っており、欧米、中国のベンチャー企業への総投資額は2005年以降からの5年間のみで1.5兆円を超えるものでした。またオバマ大統領は、就任後「グリーンニューディール政策」を掲げ、10年間で1,500億ドル（11兆円強）をグリーンエネルギーに投資し、500万人の雇用を生み出すことを発表しております。クリーンテックの立ち上げ時においては、スマートメーターや電気自動車、太陽光発電や風力発電の素材や要素技術への投資が目立ったため、当社グループの事業分野とは距離のある市場として捉えていました。

しかしながら、要素技術や基礎技術への投資の動きがある程度の落ち着きを見せた次の段階として、2008年ごろから当分野でもネットワーク、ソフトウェア分野でのベンチャーが目立ち始め、グーグル、マイクロソフト、IBM、HP、SAP等大手ITベンダーの活動も活発化してきました。直近では、今年6月に、米国Solar City社にグーグルが200億円程の出資をし、話題を呼びました。Solar City社は、PayPalやテスラモーターズの創業メンバーであるElon Musk氏が創業にかかわった、ソーラーシステムの設計、施工、金融、アフターサービスや節電モニタリングを行う「フルサービスソーラープロバイダー」です。

また、「クリーンテック」という言葉をより広い形で包含する言葉として、「スマートグリッド」との言葉が一般的になりました。（当社グループでは、「スマートグリッド」を、「クリーンテクノロジー」「スマートホーム」「スマートコミュニティ」に代表される、新しい再生エネルギーによる発電、配電、蓄電、省電力市場と定義しています。）

2009年の米国のある調査では、スマートグリッド市場における企業経営者の7割弱がIT（ソフト、ハード、通信）出身者である、との調査も出てきました。こうした変化を通じ、当社グループとしても、当社事業領域の拡張候補（新規事業候補）として可能性のある市場としてスマートグリッドを捉えるに至りました。同時に、スマートグリッドは、1990年代前半のインターネットの普及と匹敵する大きな、そして不連続な社会インパクトを及ぼす、見逃すことができない大きな事業チャンスであると捉えております。

スマートグリッド市場におけるプレーヤーを見てみると、技術面、市場での実証面でアメリカが端緒となった部分が多い一方、市場の立ち上げりに合わせ、特にソーラーパネルの分野での中国企業の台頭が目立つようになってきました。2008年頃は、米国のファーストソーラー社やドイツのQセルズ社が市場リーダーでしたが、その後中国のサンテック社が世界市場におけるトップシェア企業となり、2010年の世界の太陽電池生産量の60%近くが中国産となり、ソフト面では米国企業主導、ハード面では中国企業主導の市場となりつつあります。

日本国内においても、東日本大震災を大きなきっかけとした再生エネルギーへの意識の高まり、再生可能エネルギー促進法に代表される行政・自治体のバックアップなどにより、急成長市場となることが予想されています。矢野経済研究所は、ソーラー発電市場（ソーラーパネル、パワーコンローラー、ケーブル等ハードウェア）の市場規模は2009年には1,640億円程度だったものの、2011年には6,770億円、2014年には1兆円を超える規模に

なると予想しており、その中で急激な成長を実現している企業も出てきております。たとえば、世界一のソーラーモジュールメーカーである中国のサンテックパワー社は、2008年6月に国内モジュールメーカーを100%子会社化し、2009年12月期には約75億円、2010年12月期には約125億円へと売上を伸ばしています。また、カナディアンソーラー社は2009年6月に日本に参入したばかりではありますが、2010年12月期には49億円の売上を達成し、2011年は100億円以上の売上達成を視野に入れていると言われております。こうした市場及び成功他社の急拡大は、当社グループにとっても当該市場が魅力的な参入対象であることを示唆していると考えております。

さらに、ソフトバンクが地方自治体と連携し、総額800億円の投資で20か所のメガソーラー発電所を建設する構想を発表する、楽天が家庭用太陽光発電販売に参入する、ヤマダ電機がスマートハウスビジネス強化のためエス・バイ・エルを買収する等、住宅メーカーや家電量販店、大手ITベンダー、インターネットモールなどの参入が相次ぎ、販売ルート、競争ルールが大きく変わっていくこと、すなわち業界ルールが変わり、これからの新規参入者にとっても業界変革に成功することで大きな成功が可能となる市場であると考えております。また、新規参入にあたっては、見積もりや受発注システムの高度化、家庭やビルでの節電効果、投資効果を最大化するための制御システムとしてのソフトウェアが重要な付加価値の一つとなりうると考えており、当社グループがこれまで培ってきたソフトウェア開発及びソリューション提供のノウハウ、海外ネットワークが応用可能であると判断しております。

ただ、こうしたソフトウェアやITが付加価値の源泉となる、本格的なスマートグリッドの立ち上がりはまだ2~3年先になると予想していること、単独での新規参入では当社の人員、財務体力から不十分であると考えたことから、既にソーラー発電システムの輸入、提供を開始しているWWBの子会社化を、当該市場参入への橋頭保とすることで、初期投資を最小化しながらも、早期の市場参入を果たすことが最適と判断しました。

3) WWB子会社化の目的

当社事業のパートナーであるWWBは創業以来、中古建設機械（以下「建機事業」という）のアジア諸国への輸出及び国内での販売事業を行ってきた会社であり、平成18年の設立以来、継続して黒字化を達成してきております。建機事業はWWB創業者である龍潤生氏の国内外における業界でのネットワーク、特に中国、東南アジア地域における輸出先顧客より優先的に輸入業者としての指定を受けるなど仕入、販売ルートの確保により業績を伸ばしてきました。建機事業については、国内、輸出販売におけるそのネットワークにより販売基盤を維持することに加え、コンクリートポンプトラック製造世界最大手の建設機械メーカーであるSANY（三一重工）の日本におけるコンクリートポンプトラックの販売代理権も取得し、今後同社製品の輸入販売を行うことで、当面は着実に売上を上げることが可能と考えております。しかしながら、建機事業については、龍氏への依存度が高く、また、通常であれば売上高の増加により粗利も増加する事業ではありますが、平成22年5月期から平成23年5月期のよう（売上高推移が1,095百万円 1,113百万円と同様のレベルながら、経常利益が2百万円 47百万円と変動）販売状況により、収益が変動する可能性があります。

WWBは中核事業である建機事業に加えて新しい成長の機会を模索していました。その中で、WWB社長龍氏の個人的人脈からソーラー市場への参入機会を得ました。具体的には、NASDAQ上場企業であり、生産能力でも今年中に世界トップ10位レベル（1GW以上）になる見込みである中国の太陽光セル、モジュールメーカーChina Sunergy (Nanjing) Co. Ltd（中電電気(南京)光伏有限公司、以下、「CSUN」という）から同社ソーラーパネルの自社ブランドによる販売権を昨年11月に獲得しました。CSUNのモジュールを核にシステムを構築すべく、パワーコントローラーについては安川電機グループと、パネル取付架台についてはホリー（株）と、そしてシステム販売後のメンテナンスについては、シナネン（株）子会社である太陽光サポートセンター（株）と基本契約を締結済みであり、既にドイツ政府の公認認証機関であるTUV Rheinland(テュフ ラインランド)の認証を取得しております。また、平成23年12月にJ-PEC（太陽光発電普及拡大センター）認証を取得し、住宅向けソーラーシステム設置に対する政府からの補助金受給資格を得られることとなったため国内市場における本格販売を目指していきます。一方で、住宅向け以外の事業所向けソーラーシステムやメガソーラーシステムに関しては既に積極的な営業活動を行ってきており、既にWWBとして15件以上の有力営業案件を抱えております。

当社グループとして、WWBの子会社化を通じ、自社であれば獲得困難であったCSUNのソーラーシステムの販売権を手に入れることができること、今後急激に立ち上がる国内ソーラー市場において、既に半年以上活動を行ってきているWWBの経験、ネットワークを手に入れることで「時間を買う」ことができることは非常に大きなメリットと考えております。WWBを橋頭保に市場参入し、その上でスマートグリッド事業を展開していくこととなります。

一方、WWBとしては、当市場で事業展開をしていく上で、これまでの龍氏の個人的ネットワーク、個人の能力に依ったやり方ではなく、より組織としての動きをすることで、信用力の向上、戦略実行能力の向上を実現していくべき、と考え、ソーラー事業推進のためのパートナーを探し続けていました。結果、IT分野で事業展開を行い、上場企業として事業の独自性、組織力において一定の評価を受けている当社の子会社となることとしました。WWBとしては、当社の子会社となることで、ソーラー事業展開における信用力の向上、事業拡大により見込まれる運転資金の増加に対応する能力を高めるとともに、ハードの輸入販売にITの付加価値を付けることによる付加価値のより高い事業運営を実現することを企図しています。

市場参入の第一ステップとして、子会社であるWWBをてこにCSUNのソーラーパネルと国産パワーコントローラーを中心としたシステムを、戸建住宅、集合住宅、事業所、そしてメガソーラー向けに販売していきます。対象市場により、直接販売とともに、販売・導入パートナー網を通じた間接販売を行ってまいります。市場深耕を進

めながらも、システムの提供から、アフターサービスやファイナンシャルプランの提供などのメニューを追加し、「太陽光発電のインテグレーター」としてサービスラインの拡充を図り、お客様の利便性を最大化していきます。同時に、市場、お客様の生の声に接することで、具体的な付加価値向上策、競争戦略を練っていきます。参入当初2~3年は、こうした物販、サービス中心の事業展開になると予想しています。

そして、第二ステップとして、スマートグリッドの名にふさわしいソフトウェア製品、サービスを付加し、「他社が真似できない」ソリューションを提供していきます。こうしたITを通じた付加価値向上は、親会社であるリアルコムが主導権を握って行っていくこととなります。ソフトウェア提供にあたっては、国内、海外市場の動向もにらみながら、自社開発とライセンス導入のバランスを図っていきます。具体的なソフトウェア開発、導入分野、方法については参入とともに事業企画を始めていきますが、この第二ステップが、当社の現有のノウハウ、経験が最大限に発揮されるステップとなります。こうした第二ステップが本格的に収益を生むのは前述のとおり、2~3年後ではないかと考えております。このような段階的な市場導入を通じ、スムーズな市場参入を果たすとともに、激しい競争環境の中での同質競争(=コスト競争)を避け、利益率の高いビジネスを確立してまいります。

今回の子会社化スキームは、後述のとおり企業価値を一对一で算定した株式交換となり、既存の株主にとっては100%の希薄化が起きることとなります。さらに、本株式交換により、当社は「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入っております。

しかしながら、当社の財務面においては喫緊の課題である債務超過による上場廃止リスクの回避及び資金繰りの確保への何らかの対応が必要であることに加え、事業面においては、これまで述べてきた、「大きな変化=チャンス」のあるソーラー市場、ひいてはスマートグリッド市場へのタイムリーな参入が可能となり、大きく収益を伸ばすチャンスがあること、建機事業の収益を、KnowledgeMarket事業に加えて、当社の財務基盤を支えるもう一つの柱とできること、当スキームの実行を通じた組織への刺激を通じた閉塞感の打破を狙えること、といった潜在メリットを実現化することにチャレンジし、当社グループの事業を大きく成長させ、より高い市場からの評価を勝ち取ることで、希薄化によるマイナスを相殺し、かつ株主価値を向上させることを実現していきたいと考えております。

4) 事業執行体制及び計画

当社のWWBの完全子会社化の目的は、ソーラー事業でのシナジー効果を徹底的に追求し、スマートグリッド市場への参入機会、事業成長機会を獲得することです。WWBにとってもソーラー事業は始めたばかりの新事業であることから、今回の合従連衡は、新しい事業を共同で作り上げることと言い換えることができます。WWBの中核事業である建機事業に関しては、コストシナジー以上の事業拡大シナジー効果を見込んではいません。こうした観点から、WWBのソーラー事業と建機事業を切り離し、ソーラー事業にのみ資本参加を行うといった考え方も議論されました。しかしながら、WWBに関しては、建機事業もソーラー事業も創業経営者である龍氏とナンバー2の巖氏の属人的な能力に依り運営されているため、事業を分けることは実質不可能であったこと、また本年後半より急激な市場成長が見込まれるソーラー市場において市場競争の波に乗り遅れない形で迅速な意思決定、行動が重要と判断したことから、100%買収、合併、子会社化など「一体化」した形での合従連衡が必要であると判断しました。また、その上で双方が個別に有する契約、認可、権利関係を保全しやすいこと、これまで両社が行ってきた人事、組織体系に急激な変化を与えないこと、そして現在の当社グループの財務体力で実行可能なスキームであることから株式交換による子会社化を決定しました。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成23年12月1日から平成24年6月30日まで

本株式交換は「逆取得」に該当するため、当社が被取得企業となります。そのため、当連結会計年度の業績はWWB株式会社の12か月分の業績に、当社の7か月分（平成23年12月1日から平成24年6月30日まで）の業績を連結した金額となっております。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日に交付したリアルコム株式会社の普通株式の時価	211,827千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	24,669千円
取得原価		236,496千円

本株式交換は「逆取得」に該当するため、連結財務諸表上はWWB株式会社を取得企業とするパーチェス法を適用しております。また、WWB株式会社は非上場企業であり、当社が上場企業であることから、当社株式の市場価格に基づいて取得の対価を計算しております。

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

リアルコム株式会社の普通株式1株：WWB株式会社の普通株式16.172株

(2) 株式交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率算定にあたって公平性と妥当性を期するための一環として、当社は第三者に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社フィナンシャルアドバイザーであるアドバンストアイ株式会社を第三者算定機関として選定しました。その算定結果を元に当事者間で協議の上、算定しました。

(3) 交付した株式数

16,172株

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

643,244千円

(2) 発生原因

被取得企業である当社の取得原価が、企業結合日時点における当社の時価純資産額（取得した資産及び引受けた負債に配分された純額）を上回ったため、その超過額をのれんとして認識しております。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債の額並びにその内訳

取得企業であるWWB株式会社が「逆取得」の結果、受け入れた資産及び引受けた負債の額並びにその内訳は以下のとおりであります。

流動資産	51,361千円
固定資産	76,551千円
資産合計	127,912千円
流動負債	534,660千円
負債合計	534,660千円

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	167,545千円
営業利益	65,390千円
経常利益	69,934千円
税金等調整前当期純利益	67,558千円
当期純利益	68,979千円
1株当たり当期純利益	2,114.2円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年6月30日)	当連結会計年度 (平成24年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,103千円	2,926千円
未払費用	1,292	277
商品評価損	-	4,804
貸倒引当金	508	88,538
減価償却超過額	4,609	4,073
のれん償却超過額	120,265	-
関係会社株式評価損	-	182,327
繰越欠損金	538,436	410,765
資産除去債務	1,835	1,965
連結会社間内部利益消去	-	1,777
その他	5,933	1,257
繰延税金資産小計	673,985	698,714
評価性引当額	673,378	687,755
繰延税金資産合計	606	10,959

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年6月30日)	当連結会計年度 (平成24年6月30日)
流動資産 - 繰延税金資産	510千円	8,818千円
固定資産 - 繰延税金資産	96	2,140

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年6月30日)	当連結会計年度 (平成24年6月30日)
法定実効税率	税金等調整前当期純損失の	40.7%
(調整)	ため、記載を省略しており	
交際費等永久に損金に算入されない項目	ます。	2.8
のれん償却額		18.2
住民税均等割		1.5
評価性引当額の増減額		39.6
その他		0.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年7月1日に開始する連結会計年度から平成26年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、平成27年7月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は633千円減少し、法人税等調整額は633千円増加しております。

(資産除去債務関係)

当社は、事業所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を見込まれる入居期間に基づいて算定し、費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社は、平成23年11月29日付で当社を株式交換完全親会社、WWB株式会社（以下、「WWB」という）を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。この結果、従来、当社グループはIT事業の単一事業のみを営んでいたことから所在地別情報を報告セグメントとしていましたが、当連結会計年度の報告セグメントより、当社が営むソフトウェアライセンス販売、システム構築、その他付帯サービスの提供に関する事業をIT事業として、WWBが営む建設機械の仕入・販売に関する事業を建機販売事業、太陽光発電システムの仕入・販売に関する事業を太陽光発電（ソーラー）事業として、新たな報告セグメントの区分に変更することといたしました。

また、当該株式交換は、企業結合会計上、WWBが当社を取得したものと逆取得に該当します。そのため、当連結会計年度の連結損益計算書は、WWBの当事業年度12ヶ月分の経営成績に、当社の7ヶ月分（平成23年12月1日から平成24年6月30日）の経営成績を連結した金額となっております。これに伴い、当連結会計年度について、WWBの営む「建機販売事業」及び「太陽光発電(ソーラー)事業」は12ヶ月分の経営成績、当社の営む「IT事業」は7ヶ月分の経営成績となっております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益（のれん償却前）ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自平成22年7月1日至平成23年6月30日）

(単位：千円)

	IT事業	建機販売事業	太陽光発電 (ソーラー) 事業	合計	調整額	連結財務諸表 計上額 (注)
(1) 外部顧客への 売上高	700,071	-	-	700,071	-	700,071
(2) セグメント間 の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-
計	700,071	-	-	700,071	-	700,071
セグメント損失 ()	76,853	-	-	76,853	-	76,853
セグメント資産	288,930	-	-	288,930	-	288,930
セグメント負債	630,426	-	-	630,426	-	630,426
その他の項目 減価償却費	10,886	-	-	10,886	-	10,886

(注) セグメント利益又は損失は連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）

（単位：千円）

	I T 事業	建機販売事業	太陽光発電 (ソーラー) 事業	合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
(1) 外部顧客への 売上高	305,316	815,276	215,777	1,336,370	-	1,336,370
(2) セグメント間 の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-
計	305,316	815,276	215,777	1,336,370	-	1,336,370
セグメント利益又 は損失（ ）	78,381	675	33,123	110,828	18,761	92,067
セグメント資産	989,019	384,936	221,033	1,594,990	236,183	1,358,806
セグメント負債	185,808	138,246	126,203	450,258	549,372	999,630
その他の項目						
減価償却費	3,379	12,183	323	15,886	-	15,886
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	649,198	11,180	8,133	668,512	-	668,512

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

セグメント利益又は損失

	当連結会計年度
のれんの償却額（千円）	18,761
合計	18,761

セグメント資産

	当連結会計年度
セグメント間取引消去（千円）	236,183
合計	236,183

セグメント負債

	当連結会計年度
セグメント間取引消去（千円）	37,617
全社負債（千円）	586,990
合計	549,372

全社負債は、主に報告セグメントに帰属しない借入金であります。

2. セグメント利益又は損失は連結財務諸表の営業利益又は営業損失（ ）と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社グループは、ソフトウェアの開発、関連サービス並びにこれらに付帯する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	北米	その他	合計
13,512	-	1,600	15,112

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本たばこ産業株式会社	90,973	I T 事業

当連結会計年度（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	I T 製品	建機	太陽光発電 (ソーラー)	合計
外部顧客への売上高	305,316	815,276	215,777	1,336,370

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	インドネシア	シンガポール	その他 アジア	その他	合計
764,253	202,640	137,460	191,759	40,258	1,336,370

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社イシン	152,098	太陽光発電(ソーラー)事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）

（単位：千円）

	I T 事業	建機販売事業	太陽光発電 (ソーラー) 事業	全社・消去	合計
減損損失	8,360	-	-	-	8,360

当連結会計年度（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）

（単位：千円）

	I T 事業	建機販売事業	太陽光発電 (ソーラー) 事業	全社・消去	合計
減損損失	3,258	-	-	-	3,258

I T事業セグメントにおいて、本社事務所の移転に伴い廃棄する固定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減損計上しております。なお、連結損益計算書上は事務所移転費用に含めて計上しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）

（単位：千円）

	I T 事業	建機販売事業	太陽光発電 (ソーラー) 事業	全社・消去	合計
当期償却額	18,761	-	-	-	18,761
当期末残高	624,483	-	-	-	624,483

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Realcom U. S., Inc.	米国デラウェア州	511,581	ソフトウェアの販売及び開発	直接 100.0	役員の兼任	資金の融資	-	関係会社長期貸付金	226,952
							経費の立替	21,774	関係会社長期未収入金	23,801

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の融資については、市場金利を勘案して決定してはありますが、同社が債務超過となったことから利息の収受は行っておりません。また、担保は受け入れておりません。
2. 関係会社長期貸付金及び関係会社長期未収入金に対し、234,766千円の貸倒引当金を計上しております。また、当連結会計年度において18,492千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	龍潤生	-	-	当社代表取締役COO	（被所有） 直接 36.2	資金の借入 債務被保証	資金の借入（注）1	21,000	短期借入金	20,000
							債務被保証（注）2	136,524	-	-
役員	会田政行	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 0.2	資金の借入	資金の借入	-	短期借入金	20,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 連結子会社は、代表取締役COO龍潤生及び取締役会田政行より資金を借り入れております。なお、利息の支払いは行っておりません。
2. 連結子会社は、取引銀行からの長期借入金及びリース会社からのリース債務について、代表取締役COO龍潤生より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っていません。また、取引金額は被保証債務の期末残高を記載しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当連結会計年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり純資産額 21,652円47銭	1株当たり純資産額 10,381円08銭
1株当たり当期純損失金額 1,472円60銭	1株当たり当期純利益金額 1,203円10銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 1,201円66銭

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額、及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当連結会計年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
当期純利益金額又は当期純損失金額()(千円)	23,814	31,226
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額()(千円)	23,814	31,226
期中平均株式数(株)	16,172	25,955
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	31
(うち新株予約権(株))	(-)	(31)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株引受権1種(新株引受権の数19個 普通株式76株) 新株予約権13種(新株予約権の数542個 普通株式881株)	新株予約権9種(新株予約権の数471個 普通株式762株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	425,778	463,084	2.61	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	24,726	1.59	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	2,787	3.65	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	99,180	1.59	平成25年～平成32年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	13,993	3.65	平成25年～平成29年
その他有利子負債	-	-	-	-
計	425,778	603,771	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末残高等に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	23,100	17,432	15,780	13,230
リース債務	3,103	3,208	3,317	2,952

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	118,869	513,754	810,337	1,336,370
税金等調整前四半期(当期)純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額()(千円)	29,227	8,032	13,113	41,866
四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	30,643	4,661	9,569	31,226
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	1,894.85	244.44	407.78	1,203.10

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	1,894.85	-	439.88	1,218.71

(注) 当社は、平成23年11月29日付で当社を株式交換完全親会社、WWB株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施しました。当該株式交換は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)上は「逆取得」に該当するため、当社の当連結会計年度(平成23年7月1日から平成24年6月30日まで)に係る連結財務諸表は、WWB株式会社が当社を取得したものとみなして、WWB株式会社を取得企業、当社を被取得企業としてパーチェス法を適用しております。このため、上記各期間において連結している業績は下記のとおりとなっております。

- ()第1四半期連結累計期間は、当社及びオーজেテクノロジーズ株式会社の3ヶ月分(平成23年7月1日～平成23年9月30日)の業績の金額となっております。
- ()第2四半期連結累計期間は、WWB株式会社の6ヶ月分(平成23年6月1日～平成23年11月30日)の業績に当社の1ヶ月分(平成23年12月1日～平成23年12月31日)の業績を合算した金額となっております。
- ()第3四半期連結累計期間は、WWB株式会社の9ヶ月分(平成23年6月1日～平成24年2月29日)の業績に当社の4ヶ月分(平成23年12月1日～平成24年3月31日)の業績を合算した金額となっております。
- ()当連結会計年度は、WWB株式会社の12ヶ月分(平成23年6月1日～平成24年5月31日)の業績に当社の7ヶ月分(平成23年12月1日～平成24年6月30日)の業績を合算した金額となっております。

また、第1四半期連結財務諸表と第2四半期連結財務諸表との間に連続性がなくなっていることから、第2四半期連結会計期間における1株当たり四半期純利益金額の記載は省略しております。

決算日後の状況
特記事項はありません。

訴訟
該当事項はありません。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年6月30日)	当事業年度 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	60,367	54,561
売掛金	111,132	42,540
仕掛品	2,698	4,239
原材料及び貯蔵品	61	146
前払費用	13,831	14,863
関係会社短期貸付金	-	90,000
関係会社未収入金	8,073	1,427
その他	1,934	915
貸倒引当金	1,250	510
流動資産合計	196,849	208,184
固定資産		
有形固定資産		
建物	15,689	6,585
減価償却累計額	8,595	3,709
建物(純額)	7,093	2,875
工具、器具及び備品	54,073	26,895
減価償却累計額	47,655	24,397
工具、器具及び備品(純額)	6,418	2,498
リース資産	-	4,379
減価償却累計額	-	437
リース資産(純額)	-	3,941
有形固定資産合計	13,512	9,315
無形固定資産		
ソフトウェア	1,625	1,638
その他	102	102
無形固定資産合計	1,727	1,740
投資その他の資産		
関係会社株式	10,000	108,566
関係会社長期貸付金	231,015	226,952
関係会社長期未収入金	20,413	23,801
敷金及び保証金	8,854	20,742
投資損失引当金	4,417	-
貸倒引当金	234,000	234,766
投資その他の資産合計	31,866	145,295
固定資産合計	47,106	156,351
資産合計	243,955	364,536

	前事業年度 (平成23年6月30日)	当事業年度 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 27,022	9,853
短期借入金	425,778	423,084
リース債務	-	903
未払金	12,929	1 27,220
未払費用	-	1,032
未払法人税等	3,113	3,172
未払消費税等	6,099	13,829
前受金	117,674	124,917
預り金	2,214	1,619
流動負債合計	594,832	605,632
固定負債		
リース債務	-	3,259
固定負債合計	-	3,259
負債合計	594,832	608,892
純資産の部		
株主資本		
資本金	767,150	781,312
資本剰余金		
資本準備金	420,149	518,240
資本剰余金合計	420,149	518,240
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,538,468	1,555,546
利益剰余金合計	1,538,468	1,555,546
自己株式	-	32
株主資本合計	351,169	256,025
新株予約権	293	11,669
純資産合計	350,876	244,356
負債純資産合計	243,955	364,536

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当事業年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
売上高	631,770	460,225
売上原価	¹ 293,535	238,425
売上総利益	338,235	221,799
販売費及び一般管理費		
販売促進費	3,737	60
販売支援費	56,060	43,670
役員報酬	51,503	48,205
給料	51,586	40,752
法定福利費	11,416	9,507
支払手数料	47,092	37,984
研究開発費	² 22,538	² 414
減価償却費	2,968	2,294
貸倒引当金繰入額	-	740
賃借料	10,498	12,520
経営指導料	^{3, 4} 2,550	^{3, 4} 35,000
その他	44,292	38,482
販売費及び一般管理費合計	299,144	198,152
営業利益	39,090	23,646
営業外収益		
受取利息	29	⁴ 187
受取手数料	1,614	-
その他	168	74
営業外収益合計	1,812	261
営業外費用		
支払利息	12,203	12,334
支払手数料	9,298	2,500
為替差損	2,666	1,181
貸倒引当金繰入額	5,564	18,492
その他	0	2,105
営業外費用合計	29,732	36,614
経常利益又は経常損失()	11,171	12,706
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,270	-
新株予約権戻入益	2,069	293
投資損失引当金戻入額	1,365	4,417
特別利益合計	4,705	4,710
特別損失		
固定資産除却損	⁵ 5	⁵ 2,015
減損損失	⁶ 8,360	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	3,707	-
事務所移転費用	-	⁶ 6,195
特別損失合計	12,072	8,211
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	3,804	16,206
法人税、住民税及び事業税	950	870
法人税等合計	950	870
当期純利益又は当期純損失()	2,854	17,077

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)		当事業年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
労務費	1	205,885	58.3	129,973	47.0
外注費		105,483	29.8	104,056	37.6
経費		42,049	11.9	42,793	15.4
当期総製造費用		353,417	100.0	276,822	100.0
期首仕掛品たな卸高	2	431		2,698	
計		353,849		279,521	
他勘定振替高		78,598		44,085	
期末仕掛品たな卸高		2,698		4,239	
当期製品製造原価		272,551		231,196	
ソフトウェア償却費		1,906		-	
当期商品仕入高		19,077		7,229	
売上原価		293,535		238,425	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算を採用しております。

(注) 1. 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当事業年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
賃借料(千円)	17,504	16,694
旅費交通費(千円)	8,051	6,434
減価償却費(千円)	5,228	3,101

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
販売支援費(千円)	56,060	43,670
研究開発費(千円)	22,538	414

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当事業年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	767,150	767,150
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	14,162
当期変動額合計	-	14,162
当期末残高	767,150	781,312
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	420,149	420,149
当期変動額		
株式交換による増加	-	83,928
新株の発行（新株予約権の行使）	-	14,162
当期変動額合計	-	98,091
当期末残高	420,149	518,240
資本剰余金合計		
当期首残高	420,149	420,149
当期変動額		
株式交換による増加	-	83,928
新株の発行（新株予約権の行使）	-	14,162
当期変動額合計	-	98,091
当期末残高	420,149	518,240
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,541,322	1,538,468
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,854	17,077
当期変動額合計	2,854	17,077
当期末残高	1,538,468	1,555,546
利益剰余金合計		
当期首残高	1,541,322	1,538,468
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,854	17,077
当期変動額合計	2,854	17,077
当期末残高	1,538,468	1,555,546
自己株式		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株式交換による増加	-	32
当期変動額合計	-	32
当期末残高	-	32
株主資本合計		
当期首残高	354,023	351,169
当期変動額		
株式交換による増加	-	83,896
新株の発行（新株予約権の行使）	-	28,325
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,854	17,077
当期変動額合計	2,854	95,143
当期末残高	351,169	256,025

	前事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当事業年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
新株予約権		
当期首残高	2,363	293
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,069	11,375
当期変動額合計	2,069	11,375
当期末残高	293	11,669
純資産合計		
当期首残高	351,660	350,876
当期変動額		
株式交換による増加	-	83,896
新株の発行(新株予約権の行使)	-	28,325
当期純利益又は当期純損失()	2,854	17,077
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,069	11,375
当期変動額合計	784	106,519
当期末残高	350,876	244,356

【継続企業の前提に関する注記】

当社は、当事業年度において営業利益23,646千円を計上し、前事業年度に引き続き営業黒字を達成したものの、依然として、純資産は244,356千円の債務超過となっております。また、当社の借入金423,084千円については借入先とは6ヶ月毎に期日更新を行ってきており、現在の当社グループの手元資金及び今後1年間の資金繰り見込みにおいては、今後もこの借入金についての期日更新が当社グループの事業継続の前提となります。当該状況により、当社においては引き続き継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、引き続き、以下の施策に取り組んでおります。

(1) 収益力の強化

当社においては、当事業年度に入り国内事業における選択と集中を進めてきた過程で、単体の上期では営業損失44,565千円を計上しておりますが、下期においてはSharePoint関連事業での売上増加や経費構造の改善、当社子会社であるWWB株式会社（以下、「WWB」という）との管理コストの共有化により、通期では営業利益23,646千円を計上しております。当社は2期連続で営業黒字を達成しており、翌事業年度以降も黒字を確保しながら、さらに収益基盤を強固にすべく取り組んでまいります。

また、平成24年5月末に当社とWWBとの事務所統合を予定通り実施いたしました。これにより、事業の効率的な推進及び費用の削減が可能となると考えています。

(2) 財務基盤の強化

当社の資金状況については、当社より借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行に対して、適宜、当社の事業進捗状況の説明を行い、今後の返済期日の更新について協議を行っております。

(3) 資金調達について

当社は平成24年3月27日付けで、MM投資事業有限責任組合を割当先とした新株予約権を発行し19,600千円の資金を調達し、同新株予約権の一部行使により20,394千円の調達を実施いたしました。残りの新株予約権についてもMM投資事業有限責任組合に対して行使するよう要請いたしましたが、同組合からはWWBの係争案件の事業に対する影響の懸念を理由に新株予約権の行使を保留する旨の連絡を受けております。当社としては、同組合は契約上、当社からの行使要請に対して応じる義務があると考えており、前述の係争案件は同組合が行使を保留する理由としては正当でないと考えており、かつ、本係争案件は既にWWBに対する請求が棄却され解決済みであります。このような状況下、当社としては引き続き同組合に対して残りの新株予約権について行使するように要請を行い、当初見込んでいた30,006千円の資金調達を実施したいと考えております。

上記施策については取組の途上であり、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しいものと予想されることから、取組が予定通りに進捗しない場合には、当社の財務状況は悪化する可能性もあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品、仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間の残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの請負開発に係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については検収基準を適用しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

前事業年度において、「販売費及び一般管理費」の「その他」に含めていた「賃借料」は販売費及び一般管理費の総額の100分の5を超えたため、また、「販売費及び一般管理費」の「その他」に含めていた「経営指導料」は金額的重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「販売費及び一般管理費」の「その他」に表示していた52,240千円は、「賃借料」10,498千円、「経営指導料」2,550千円、「その他」44,292千円として組み替えております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成23年6月30日)	当事業年度 (平成24年6月30日)
流動資産		
前払費用	213千円	- 千円
その他	-	151
固定資産		
敷金及び保証金	-	12,470
流動負債		
買掛金	1,937	-
未払金	-	13,288

(損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当事業年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
	1,099千円	- 千円

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当事業年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
	22,538千円	414千円

3 販売費及び一般管理費の控除項目となっている経営指導料は、関係会社からの経営指導料の受取額であります。

4 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
関係会社からの経営指導料	2,550千円	35,000千円
関係会社からの受取利息	-	178

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当事業年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
工具、器具及び備品	5千円	2,015千円
計	5	2,015

6 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア	8,360千円

減損損失の認識にいたった経緯

当該資産は社内使用目的のソフトウェアで共有資産に該当しますが、現状及び将来において使用する見込がなく、また売却価値も見込めないため帳簿価額全額を減損損失8,360千円として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングの方法

当社は、減損に係る会計基準の適用にあたり、販売用ソフトウェアについては、独立したキャッシュフローを生み出す単位として個別資産毎にグルーピングを行い、その他の資産については会社単位を基準としてグルーピングを実施しております。

なお、遊休資産については個別資産毎にグルーピングを行っております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は零として算定しております。

当事業年度（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	建物附属設備等	3,258千円

減損損失の認識にいたった経緯

本社事務所の移転に伴い廃棄する固定資産については、現状及び将来において使用する見込みがなく、また、売却価値も見込めないため、帳簿価額全額を減損損失3,258千円として計上しております。なお、損益計算書上は事務所移転費用に含めて計上しております。

資産のグルーピングの方法

当社は、減損に係る会計基準の適用にあたり、販売用ソフトウェアについては、独立したキャッシュフローを生み出す単位として個別資産毎にグルーピングを行い、その他の事業用資産については原則として報告セグメントを基準として資産のグルーピングを実施しております。

なお、遊休資産については個別資産毎にグルーピングを行っております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は零として算定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式（注）	-	2	-	2
合計	-	2	-	2

（注）自己株式の株式数の増加2株は、WNB株式会社との株式交換に伴う増加分であります。

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

IT事業における事務機器であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度(平成23年6月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	27,258	20,898	6,360
合計	27,258	20,898	6,360

(単位：千円)

	当事業年度(平成24年6月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	23,265	22,490	775
合計	23,265	22,490	775

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年6月30日)	当事業年度 (平成24年6月30日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	5,767	836
1年超	978	-
合計	6,746	836

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当事業年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
支払リース料	5,895	5,469
減価償却費相当額	5,451	5,052
支払利息相当額	304	123

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式108,566千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式10,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年6月30日)	当事業年度 (平成24年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,103千円	1,083千円
未払費用	1,292	277
仕掛品	447	-
貯蔵品	811	383
貸倒引当金	95,723	88,538
減価償却超過額	4,512	1,974
投資損失引当金	1,797	-
関係会社株式評価損	208,162	182,327
繰越欠損金	463,540	410,765
資産除去債務	1,835	1,924
その他	135	480
繰延税金資産小計	779,363	687,755
評価性引当額	779,363	687,755
繰延税金資産合計	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年6月30日)	当事業年度 (平成24年6月30日)
法定実効税率 (調整)	40.7%	税引前当期純損失のため、 記載を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.8	
住民税均等割	25.0	
評価性引当額の増減額	49.2	
その他	1.7	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.0	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年7月1日に開始する事業年度から平成26年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、平成27年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、35.6%となります。この税率変更により、当期純利益に与える影響はありません。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社は、事業所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を見込まれる入居期間に基づいて算定し、費用に計上する方法によっております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当事業年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり純資産額 21,714円68銭	1株当たり純資産額 7,648円27銭
1株当たり当期純利益金額 176円48銭	1株当たり当期純損失金額 657円97銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当事業年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
当期純利益又は当期純損失()(千円)	2,854	17,077
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益または当期純損失()(千円)	2,854	17,077
期中平均株式数(株)	16,172	25,955
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株引受権1種(新株引受権の数19個 普通株式76株) 新株予約権13種(新株予約権の数542個 普通株式881株)	新株予約権9種(新株予約権の数471個 普通株式762株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	15,689	-	9,103 (3,258)	6,585	3,709	959	2,875
工具、器具及び備品	54,073	1,163	28,341	26,895	24,397	3,067	2,498
リース資産	-	4,379	-	4,379	437	437	3,941
有形固定資産計	69,763	5,542	37,444 (3,258)	37,860	28,545	4,465	9,315
無形固定資産							
ソフトウェア	499,553	943	59,751	440,745	439,107	930	1,638
その他	102	-	-	102	-	-	102
無形固定資産計	499,655	943	59,751	440,847	439,107	930	1,740
長期前払費用	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産							
-	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

リース資産 : 複合機 4,379千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 : 本社移転に伴う除却 9,103千円

工具、器具及び備品 : 同上 25,428千円

ソフトウェア : 販売期間を経過した販売用ソフトウェア 59,331千円

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	235,250	18,492	13,349	5,116	235,276
投資損失引当金	4,417	-	-	4,417	-

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額740千円及び外貨建債権の為替変動による戻入額4,376千円であります。

2. 投資損失引当金の「当期減少額(その他)」は、当該子会社の株式を全て売却したことに伴う減少であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	54
預金	
普通預金	54,506
小計	54,506
合計	54,561

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日本アイ・ピー・エム株式会社	8,562
日本電気株式会社	7,507
リシュモンジャパン株式会社	6,156
丸紅株式会社	4,620
ヴェオリア・ウォーター・ジャパン株式会社	3,150
その他	12,543
合計	42,540

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 366
111,132	527,755	596,347	42,540	93.3	53

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．仕掛品

品目	金額(千円)
システムインテグレーション	4,239
合計	4,239

二．原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
収入印紙、切手等	146
合計	146

ホ．関係会社短期貸付金

相手先	金額(千円)
WWB株式会社	90,000
合計	90,000

固定資産

イ．関係会社株式

相手先	金額(千円)
WWB株式会社	108,566
Realcom Technology India Private Limited	0
合計	108,566

ロ．関係会社長期貸付金

相手先	金額(千円)
Realcom U.S., Inc.	226,952
合計	226,952

ハ．関係会社長期未収入金

相手先	金額(千円)
Realcom U.S., Inc.	23,801
合計	23,801

二．敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
WWB株式会社	12,470
翔和建物株式会社	8,271
合計	20,742

流動負債
イ．買掛金

相手先	金額(千円)
Nintex Pty Ltd	7,240
株式会社ティーエスシー	1,554
イーエントリー株式会社	525
株式会社G.Aモバイル	246
アクセラテクノロジー株式会社	141
その他	144
合計	9,853

ロ．短期借入金

相手先	金額(千円)
(株)三菱東京UFJ銀行	423,084
合計	423,084

ハ．未払金

相手先	金額(千円)
WWB株式会社	13,288
社会保険料	3,500
アルバース証券株式会社	2,100
霞が関監査法人	1,306
小笠原六川国際事務所	1,050
その他	5,975
合計	27,220

ニ．前受金

相手先	金額(千円)
日本アイ・ピー・エム・サービス株式会社	36,088
株式会社電通国際情報サービス	33,468
石油資源開発株式会社	4,384
株式会社PFU	4,308
NECネットエスアイ株式会社	4,252
その他	42,415
合計	124,917

(3) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	6月30日及び12月31日
1単元の株式数	-
単元未満株式の買取り	-
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL http://www.realcom.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書
事業年度（第12期）（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）平成23年9月30日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
平成23年10月4日関東財務局長に提出
事業年度（第12期）（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (3) 内部統制報告書及びその添付書類
事業年度（第12期）（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）平成23年9月30日関東財務局長に提出。
- (4) 四半期報告書及び四半期報告書の確認書
（第13期第1四半期）（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月14日関東財務局長に提出。
（第13期第2四半期）（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月14日関東財務局長に提出。
（第13期第3四半期）（自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日）平成24年5月15日関東財務局長に提出。
- (5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
平成24年8月23日関東財務局長に提出
（第13期第2四半期）（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
平成24年8月23日関東財務局長に提出
（第13期第3四半期）（自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (6) 臨時報告書
平成23年9月30日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成23年9月30日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換）に基づく臨時報告書であります。

平成23年11月28日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成23年12月13日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年9月28日

リアルコム株式会社
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員 公認会計士 森内 茂之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 野村 聡
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリアルコム株式会社の平成23年7月1日から平成24年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リアルコム株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度末において金融機関より返済期限の延長を受けている借入金が423,084千円ある。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、リアルコム株式会社の平成24年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、リアルコム株式会社が平成24年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の決算・財務報告プロセス、連結子会社であるWWB株式会社の全社的な内部統制及び業務プロセスに開示すべき重要な不備が存在しているが、会社により関連する取引については会計処理の再検討が行われ、その結果特定した必要な修正はすべて連結財務諸表に反映されている。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年9月28日

リアルコム株式会社
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森内 茂之
指定社員 業務執行社員	公認会計士	野村 聡

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリアルコム株式会社の平成23年7月1日から平成24年6月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リアルコム株式会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度末において244,356千円の債務超過の状況となっており、また、金融機関より返済期限の延長を受けている借入金が423,084千円ある。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。